

平成19年度
意匠出願動向調査報告書

- マクロ調査 -
(要約版)

<目次>

第1章	調査概要.....	1
第2章	意匠出願動向.....	2
第3章	法制度等に関する分析.....	20
第4章	経済・産業状況から見た分析.....	26
第5章	意匠出願動向予測.....	31
第6章	日本の目指すべき方向性.....	39

平成20年2月

特許庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 技術動向班

電話：03-3581-1101(内線2159)

第1章 調査概要

第1節 調査目的

我が国が国家戦略として目指す「知的財産立国」の実現に向けて、デザインが果たすべき役割への期待は年々高まっており、価値あるデザインを法的に保護する意匠制度に対する期待が大きくなっている。

また、経済活動のグローバル化に伴い、今後は日本国内だけでなく世界規模での意匠出願動向等を視野に入れる必要があり、意匠に関する主要国である米国、欧州はもとより、韓国、中国などのアジアを視野に入れた出願が重要となってくる。また、各産業分野ごとの状況に応じた個別具体的な対応を図ることも重要である。

本調査は、日本、米国、欧州（OHIM）、韓国、中国（以下、本調査では、4カ国1機関を五極と称す）の意匠登録数、日本意匠分類等を基準にした各国分野別の意匠登録数を抽出することで、それぞれの国における意匠出願動向の特徴を分析すると共に、その背景と考えられる各国の産業状況等について分析するものであり、本調査の結果は特許庁における審査・審判の際の基礎資料、施策の企画立案のための基礎資料となるのみならず、企業等においても研究開発、デザイン開発戦略の策定に役立つものである。

第2節 調査分析方法

調査対象国・機関を日本（JPO：日本特許庁）、米国（USPTO：米国特許商標庁）、欧州（OHIM：欧州共同体商標意匠庁）、韓国（KIPO：韓国特許庁）、中国（SIPO：中国国家知識産権局）、対象意匠分野を日本意匠分類におけるA～Nグループ、調査対象の時期範囲を2006年1～12月に意匠公報が発行された意匠とした。なお、収集した公報情報において、一部の書誌事項に不記載が見られたため、意匠登録番号、ロカルノ分類が不記載である意匠は調査対象外とした。調査対象とした日本登録意匠は30,151件、米国登録意匠は20,965件、欧州登録意匠は64,351件、韓国登録意匠は30,799件、中国登録意匠は97,727件となった。

また、過去数年の経年推移を見るために、日本（JPO）、米国（USPTO）、欧州（OHIM）、韓国（KIPO）、中国（SIPO）のデータベースを利用した検索データ、および「平成18年度意匠出願動向調査 - マクロ調査 - 」のデータを追加した。追加したデータは、対象意匠分野をロカルノ分類におけるクラス01～99、調査対象の時期範囲を2003～2006年に意匠公報が発行された意匠とした。

なお、欧州については多意匠一出願であるため、本調査では比較しやすいように、件数の単位は出願件数ではなく、登録された個々の意匠数とした。その他の留意点は以下に示す。

- ・ 出願人国籍については、筆頭出願人を対象として特定する。
- ・ 出願人国籍が欧州とは、出願人の国籍がEU加盟国である場合とし、調査対象時期である2006年12月現在の25カ国とした。
- ・ 出願人国籍が中国には、香港、マカオを含み、台湾は含まないこととした。
- ・ 出願人国籍がその他とは、日本、米国、欧州（EU加盟25カ国）、韓国、中国（香港、マカオを含む）以外の国籍とした。
- ・ 米国、欧州、韓国および中国登録意匠には、日本意匠分類（2007年4月1日施行版）を付与し、物品分野毎の分析に日本意匠分類を用いた。

第2章 意匠出願動向

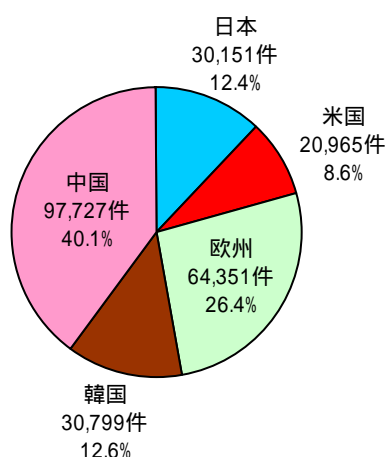
第1節 全体動向

1. 五極の意匠登録状況

出願先国別分析

出願先国別の意匠登録の状況として、五極への2006年1～12月の意匠登録総数は243,993件であり、その内、日本での意匠登録は12.4%にあたる30,151件、米国での意匠登録は8.6%にあたる20,965件、欧州での意匠登録は26.4%にあたる64,351件、韓国での意匠登録は12.6%にあたる30,799件、中国での意匠登録は40.1%にあたる97,727件であった。出願先国別の意匠登録数を第2-1図に示す。

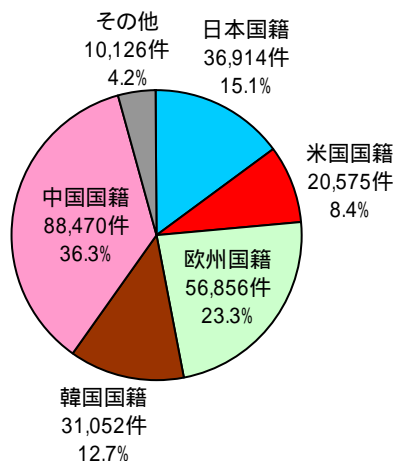
第2-1図 出願先国別の意匠登録数 (n=243,993)



出願人国籍別分析

五極で登録された意匠数に占める中国国籍出願人からの意匠登録数は88,470件であり、全体の36.3%を占めており、次いで欧州国籍出願人からの意匠登録数は56,856件で全体の23.3%、日本国籍出願人からの意匠登録数は36,914件で全体の15.1%、韓国国籍出願人からの意匠登録数は31,052件で全体の12.7%、米国国籍出願人からの意匠登録数は20,575件で全体の8.4%と続く。出願人国籍別の意匠登録数を第2-2図に示す。

第2-2図 出願人国籍別の意匠登録数 (n=243,993)

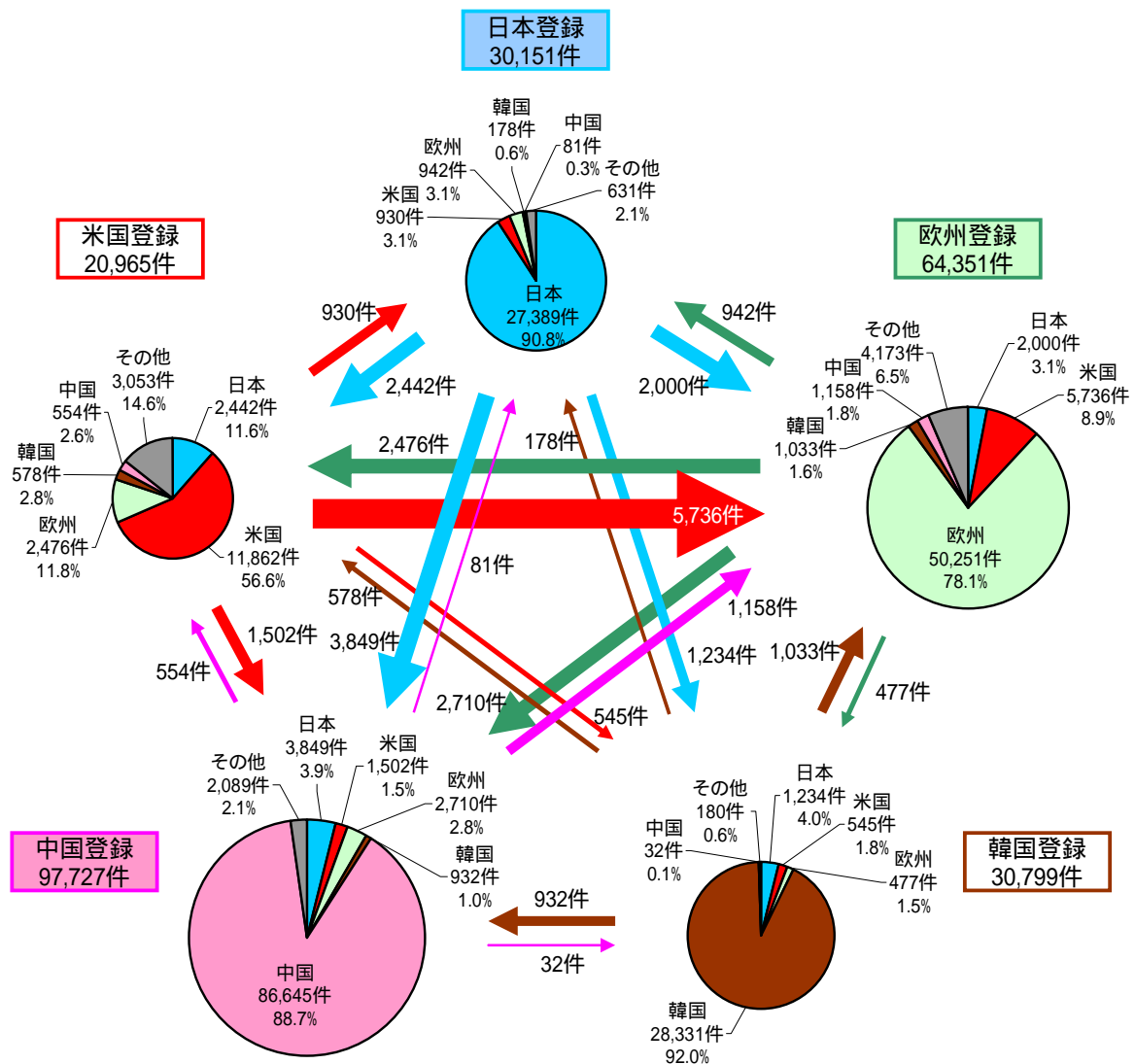


第 2-1 図の出願先国別の意匠登録状況と第 2-2 図の出願人国籍別の意匠登録状況を比べると、日本については日本での意匠登録数 30,151 件よりも日本国籍出願人の意匠登録数 36,914 件が上回っているが、韓国については韓国での意匠登録数 30,799 件と韓国国籍出願人の意匠登録数 31,052 件がほぼ等しく、米国についても米国での意匠登録数 20,965 件と米国国籍出願人の意匠登録数 20,575 件がほぼ等しい。それに対し、中国については、中国での意匠登録数 97,727 件よりも中国国籍出願人の意匠登録数 88,470 件が下回り、欧州についても、欧州での意匠登録数 64,351 件よりも EU 加盟 25 カ国の国籍出願人の意匠登録数 56,856 件が下回っている。

五極の意匠登録の相関関係

五極の意匠登録の相関関係を第 2-3 図に示す。

第 2-3 図 五極の意匠登録の相関関係



日本での意匠登録数 30,151 件に占める日本国籍出願人の意匠登録数は 27,389 件であり、自国の占める割合が 90.8%である。

米国での意匠登録数 20,965 件に占める米国国籍出願人の意匠登録数は 11,862 件であり、自国の占める割合は 56.6%である。

欧州での意匠登録数 64,351 件に占める欧州国籍出願人の意匠登録数は 50,251 件であり、EU25 カ国の出願人の占める割合は 78.1%である。

韓国での意匠登録数 30,799 件に占める韓国国籍出願人の意匠登録数は 28,331 件であり、自国の占める割合は 92.0%である。

中国での意匠登録数 97,727 件に占める中国国籍出願人の意匠登録数は 86,645 件であり、自国の占める割合は 88.7%である。

このことから、韓国、日本、中国での意匠登録は、米国や欧州での意匠登録に比べ、自国からの意匠登録の割合が高いことがわかる。

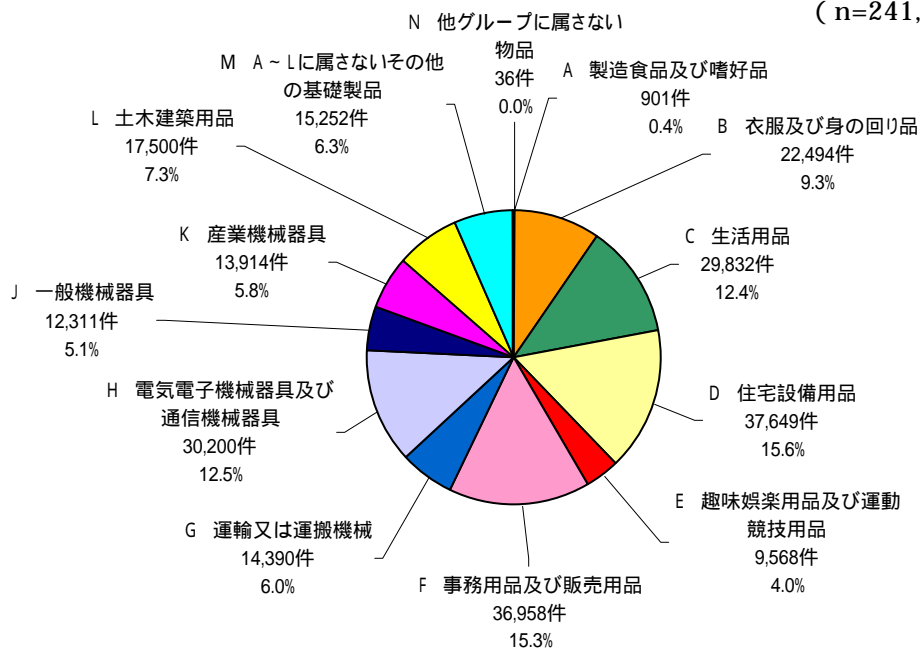
また、外国での登録に目を向けると、相対的には、日本国籍出願人は中国での登録を、米国、中国の国籍出願人は欧州での登録を重視していること、欧州国籍出願人は中国、米国での登録を、韓国国籍出願人は欧州、中国での登録をほぼ同等に重視していることが窺える。

2. 五極の物品分野別の意匠登録状況

物品分野別の意匠登録状況

物品分野別の意匠登録状況として、五極への 2006 年 1～12 月の意匠登録総数 241,005 件¹に占める日本意匠分類グループ別の意匠登録内訳を第 2-4 図に示す。特徴として、Dグループ（住宅設備用品）が 37,649 件で全体の 15.6%と最も多く、次いで、Fグループ（事務用品及び販売用品）が 36,958 件で全体の 15.3%、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 30,200 件で全体の 12.5%、Cグループ（生活用品）が 29,832 件で全体の 12.4%、Bグループ（衣服及び身の回り品）が 22,494 件で全体の 9.3%となっている。

第 2-4 図 日本意匠分類グループ別の意匠登録内訳【出願先国：五極全体】
(n=241,005)



¹ 本調査では日本登録意匠、米国登録意匠、欧州登録意匠、韓国登録意匠、中国登録意匠のすべてを対象に、日本意匠分類による分野別動向分析を行うこととしたが、日本以外の登録意匠の中には、日本では保護対象とならないものが存在するため、分野別動向ではそれらを除外した。

物品分野別の出願先国別特徴

第 2-5 図は五極における意匠登録総数を日本意匠分類グループ別に分け、各国での登録が占める割合を示した図である。

日本で登録されている物品分野の特徴としては、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、L グループ（土木建築用品）、J グループ（一般機械機具）、E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）、K グループ（産業機械器具）の順に高いことがあげられる。

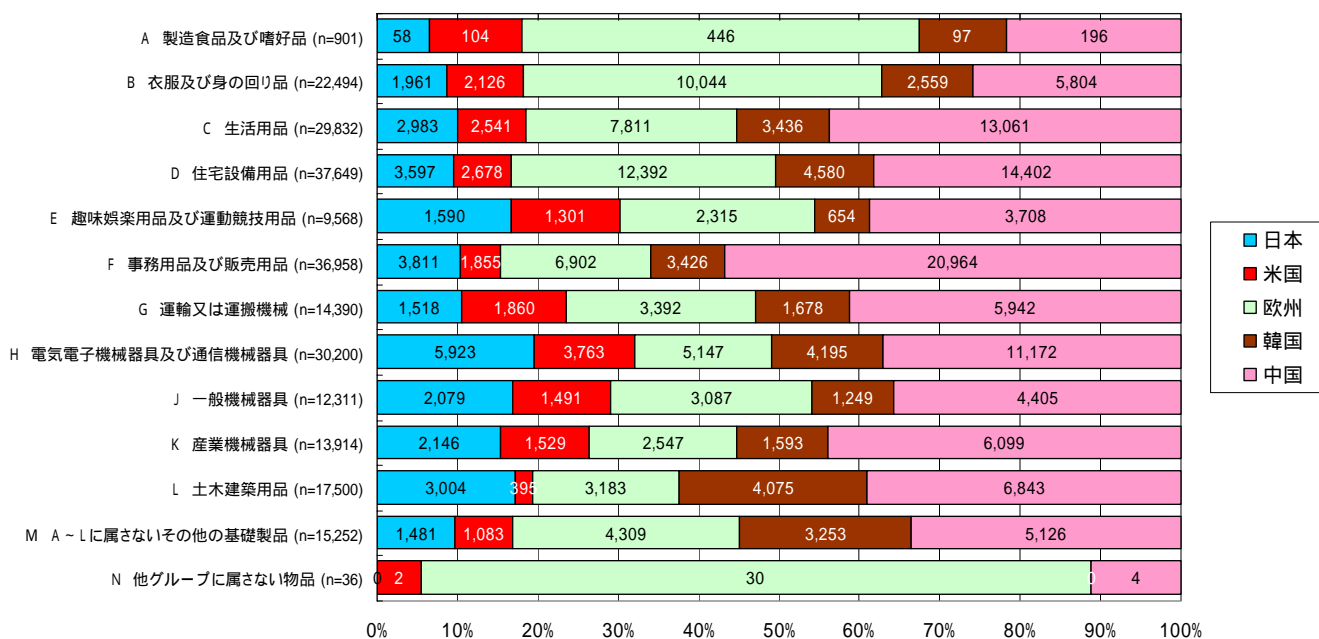
米国で登録されている物品分野の特徴としては、E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）、G グループ（運輸又は運搬機械）、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、J グループ（一般機械機具）、A グループ（製造食品及び嗜好品）の順に高いことがあげられる。

欧州で登録されている物品分野の特徴としては、N グループ（他グループに属さない物品）を除いて、A グループ（製造食品及び嗜好品）、B グループ（衣服及び身の回り品）、D グループ（住宅設備用品）、M グループ（A～L グループに属さないその他の基礎製品）、C グループ（生活用品）の順に高いことがあげられる。A グループ（製造食品及び嗜好品）、B グループ（衣服及び身の回り品）の 2 物品分野では、五極の中で意匠登録数の比率が最も高い。

韓国で登録されている物品分野の特徴としては、L グループ（土木建築用品）、M グループ（A～L グループに属さないその他の基礎製品）、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、D グループ（住宅設備用品）の順に高いことがあげられる。

中国で登録されている物品分野の特徴としては、F グループ（事務用品及び販売用品）、K グループ（産業機械器具）、C グループ（生活用品）、G グループ（運輸又は運搬機械）、L グループ（土木建築用品）の順に高いことがあげられる。F グループ（事務用品及び販売用品）を始めとする 10 物品分野では、五極の中で意匠登録数の比率が最も高い。

第 2-5 図 日本意匠分類グループに関する出願先国別の意匠登録内訳【出願先国：五極全体】



物品分野別の出願人国籍別特徴

第 2-6 図は五極における意匠登録総数を日本意匠分類グループ別に分け、出願人国籍別の意匠登録数の割合を示した図である。

日本国籍出願人により登録されている物品分野の特徴としては、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）J グループ（一般機械機具）G グループ（運輸又は運搬機械）K グループ（産業機械器具）E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）の順に高いことがあげられる。H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）では、五極の中で意匠登録数の比率が最も高い。

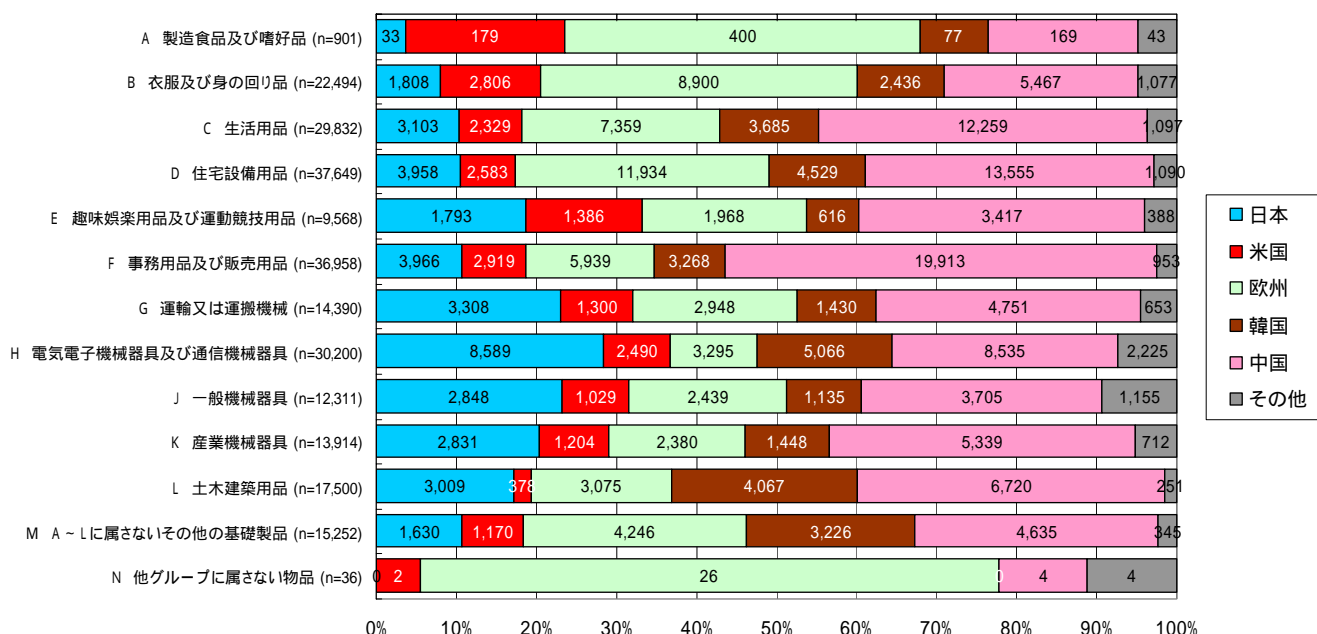
米国国籍出願人により登録されている物品分野の特徴としては、A グループ（製造食品及び嗜好品）E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）B グループ（衣服及び身の回り品）G グループ（運輸又は運搬機械）K グループ（産業機械器具）の順に高いことがあげられる。

欧州国籍出願人により登録されている物品分野の特徴としては、N グループ（他グループに属さない物品）を除いて、A グループ（製造食品及び嗜好品）B グループ（衣服及び身の回り品）D グループ（住宅設備用品）M グループ（A～L グループに属さないその他の基礎製品）C グループ（生活用品）の順に高いことがあげられる。A グループ（製造食品及び嗜好品）B グループ（衣服及び身の回り品）の 2 物品分野では、五極の中で意匠登録数の比率が最も高い。

韓国国籍出願人により登録されている物品分野の特徴としては、L グループ（土木建築用品）M グループ（A～L グループに属さないその他の基礎製品）H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）C グループ（生活用品）D グループ（住宅設備用品）の順に高いことがあげられる。

中国国籍出願人により登録されている物品分野の特徴としては、F グループ（事務用品及び販売用品）C グループ（生活用品）L グループ（土木建築用品）K グループ（産業機械器具）D グループ（住宅設備用品）の順に高いことがあげられる。F グループ（事務用品及び販売用品）を始めとする 9 物品分野では、五極の中で意匠登録数の比率が最も高い。

第 2-6 図 日本意匠分類グループに関する出願人国籍別の意匠登録内訳【出願先国：五極全体】



3. 五極の出願人の状況

一出願人当りの意匠登録数

出願人の状況として、五極への2006年1～12月の意匠登録総数243,993件における出願先国別の一出願人当りの意匠登録数と出願人数の割合分布を第2-7表に示す。また、出願先国別および出願人国籍別の一出願人当りの意匠登録数(平均値)を第2-8表に示す。なお、ここでの出願人は筆頭出願人とする。

出願先国別の一出願人当りの意匠登録数と出願人数の割合を見ると、五極全体では一年間に意匠登録した件数が1～10件である出願人数が93.2%を占めており、一年間に11件以上の意匠登録をした出願人が非常に少ないことがわかる。その中で米国では一年間に意匠登録した件数が1～10件である出願人数が97.0%と高く、欧州では87.3%と低い。欧州においては多意匠一出願が可能であることが理由と考えられる。

一出願人当りの意匠登録数を出願先国別、出願人国籍別に、意匠登録数と出願人数のそれぞれ総数を用いて求めた平均値で比べると、五極全体では4.4件、出願先国別では欧州が6.6件、日本が5.0件と多く、米国が2.6件と少ない。出願人国籍別では日本が6.5件、欧州が6.0件と多く、五極以外の国が3.1件、米国が3.4件と少ない。

第2-7表 一出願人当りの意匠登録数と出願人数の割合分布【出願先国：五極全体】

意匠登録数	全体		出願先国別出願人数									
			日本		米国		欧州		韓国		中国	
1～10	51,868	93.2%	5,504	92.1%	7,826	97.0%	8,482	87.3%	7,545	94.7%	23,701	93.8%
11～20	2,166	3.9%	232	3.9%	141	1.7%	675	6.9%	263	3.3%	937	3.7%
21～30	653	1.2%	91	1.5%	42	0.5%	229	2.4%	65	0.8%	273	1.1%
31～40	294	0.5%	54	0.9%	17	0.2%	101	1.0%	35	0.4%	123	0.5%
41～50	165	0.3%	17	0.3%	11	0.1%	58	0.6%	13	0.2%	66	0.3%
51～60	132	0.2%	16	0.3%	9	0.1%	43	0.4%	8	0.1%	49	0.2%
61～70	67	0.1%	10	0.2%	4	0.0%	32	0.3%	3	0.0%	27	0.1%
71～80	40	0.1%	6	0.1%	3	0.0%	16	0.2%	5	0.1%	13	0.1%
81～90	35	0.1%	4	0.1%	1	0.0%	12	0.1%	9	0.1%	9	0.0%
91～100	28	0.1%	4	0.1%	2	0.0%	8	0.1%	2	0.0%	12	0.0%
101～110	35	0.1%	6	0.1%	2	0.0%	8	0.1%	4	0.1%	10	0.0%
111～120	21	0.0%	8	0.1%	1	0.0%	6	0.1%	3	0.0%	5	0.0%
121～130	13	0.0%	3	0.1%	0	0.0%	6	0.1%	1	0.0%	5	0.0%
131～140	9	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	4	0.0%	0	0.0%	4	0.0%
141～150	13	0.0%	3	0.1%	3	0.0%	5	0.1%	1	0.0%	2	0.0%
151～160	12	0.0%	4	0.1%	2	0.0%	3	0.0%	3	0.0%	4	0.0%
161～170	13	0.0%	3	0.1%	2	0.0%	4	0.0%	0	0.0%	3	0.0%
171～180	5	0.0%	1	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	5	0.0%
181～190	3	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
191～200	5	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
201～	62	0.1%	9	0.2%	3	0.0%	18	0.2%	9	0.1%	16	0.1%
合計	55,639	100.0%	5,977	100.0%	8,071	100.0%	9,714	100.0%	7,970	100.0%	25,264	100.0%

注) 割合分布比率が0.1%未満の場合は、0.0%と表示している。

第2-8表 一出願人当りの意匠登録数(平均値)【出願先国：五極全体】

	全体	出願先国別					出願人国籍別					
		日本	米国	欧州	韓国	中国	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他
意匠登録数	243,993	30,151	20,965	64,351	30,799	97,727	36,914	20,575	56,856	31,052	88,470	10,126
出願人数	55,639	5,977	8,071	9,714	7,970	25,264	5,665	6,079	9,469	7,784	23,379	3,263
意匠登録数/出願人数	4.4	5.0	2.6	6.6	3.9	3.9	6.5	3.4	6.0	4.0	3.8	3.1

主要出願人の意匠登録数

第 2-9 表には五極への 2006 年 1～12 月の意匠登録総数 243,993 件における主要出願人の意匠登録数ランキングを示す。上位 20 位中、日本国籍出願人が 8 社、米国籍出願人が 3 社、中国国籍出願人が 2 社 1 個人、欧州国籍出願人が 3 社（ドイツ、オーストリア、フランス）、韓国国籍出願人が 2 社、五極以外の国籍出願人（台湾）が 1 社であった。

業種別に見ると、電機メーカー 8 社（サムスン電子、松下電器産業、LG 電子、ソニー、ボッシュアンドジーメンス、ハンスプリー、三洋電機、東芝）、自動車メーカー 4 社（力帆実業集団、本田技研工業、トヨタ自動車、長安自動車）、照明機器メーカー 2 社（エグロ、松下電工）、家庭用保健衛生用品メーカー 1 社（プロクター・アンド・ギャンブル）、運動用具メーカー 1 社（ナイキインターナショナル）、コンピュータソフトウェアメーカー 1 社（マイクロソフト）、服飾メーカー 1 社（クリエーションネルソン）、家具メーカー 1 社（岡村製作所）となっている。3 位の邱則有は建材メーカーの社長である。

このことから、五極への意匠登録においては、主要な出願人の業種として電機メーカー、自動車メーカーがあげられ、多くの日本企業が名を連ねているが、1 位のサムスン電子（韓）と 2 位の松下電器産業の差は大きく、4 位にも LG 電子（韓）が入っており、韓国の電機メーカーがいずれも上位に位置している。また、3 位の中国の個人出願人の存在は特徴的である。

第 2-9 表 主要出願人の意匠登録数ランキング（上位 20 位）【出願先国：五極全体】

順位	筆頭出願人	国籍	業種 (製造品)	日本意匠分類小分類別意匠登録数 (上位5物品)					上位5物品 比率	総数
				H74	H65	H76	C65	C64		
1	サムスン電子 Samsung Electronics Co.Ltd.	韓国	電機	1,176件	216件	173件	127件	86件	74.9%	2,375件
2	松下電器産業 Matsushita Electric Industrial Co., Ltd.	日本	電機	H65 159件	J32 152件	H72 138件	H74 119件	H76 98件	42.5%	1,566件
3	邱則有	中国	個人	L45 548件	L40 545件	L35 174件	L65 26件	L60 19件	99.9%	1,313件
4	LG電子 LG Electronics Inc.	韓国	電機	H74 283件	C65 145件	H76 125件	C35 124件	H65 93件	69.9%	1,101件
5	ソニー Sony Corporation	日本	電機	H65 189件	H72 186件	H76 122件	J32 106件	H77 53件	76.7%	855件
6	プロクター・アンド・ギャンブル The Procter & Gamble Company	米国	家庭用保健 衛生用品	F47 358件	F43 62件	C33 27件	F49 26件	C44 20件	62.9%	784件
7	力帆実業集団 Lifan Industry (Group) Co., Ltd	中国	自動車	G23 357件	G22 122件	F33 101件	F42 51件	K82 50件	90.4%	753件
8	本田技研工業 Honda Motor Co., Ltd.	日本	自動車	G22 430件	G23 191件	G29 43件	K82 24件	D72 10件	93.8%	744件
9	トヨタ自動車 Toyota Motor Corporation	日本	自動車	G22 598件	H13 19件	G29 12件	H76 12件	K82 12件	92.1%	709件
10	ボッシュアンドジーメンス Bosch and Siemens Home Appliances Group	ドイツ	電機	C65 325件	C64 118件	C34 72件	C63 42件	B73 30件	85.3%	688件
11	ナイキインターナショナル Nike International Ltd.	米国	運動用具	B51 241件	B59 231件	B11 100件	E33 62件	J23 12件	98.2%	658件
12	マイクロソフト Microsoft Corporation	米国	コンピュータ ソフトウェア	H76 147件	H71 78件	H72 9件	F47 8件	H65 7件	39.0%	639件
13	ハンスプリー Hannsprece Inc.	台湾	電機	H76 562件	H71 17件	H72 10件	E33 4件	E34 2件	99.7%	597件
14	三洋電機 Sanyo Electric Co.,Ltd.	日本	電機	C65 114件	D43 48件	H76 38件	C34 33件	H74 28件	46.2%	565件
15	エグロ Eglo Leuchten GmbH	オーストリア	照明機器	D33 534件	D34 17件	D39 10件	D36 1件		100.0%	562件
16	東芝 Toshiba Corporation	日本	電機	H74 98件	H76 54件	C65 49件	H65 49件	H77 35件	54.4%	524件
17	長安自動車 Chana Inc.	中国	自動車	G22 446件	H15 21件	D72 12件	G29 12件	M32 4件	95.2%	520件
18	クリエーション ネルソン Creations Nelson S.A.	フランス	服飾	B11 426件	B16 34件	B22 11件	B41 11件	B51 6件	95.5%	511件
19	松下電工 Matsushita Electric Works, Ltd.	日本	照明機器	H13 56件	H15 55件	D33 33件	B73 31件	D51 28件	40.1%	506件
20	岡村製作所 Okamura Corporation	日本	家具	D71 171件	D72 157件	D65 77件	D74 27件	L71 12件	88.6%	501件

注 1) 個人出願人を除き、出願人名は 2 ヶ国語（原則、日本語、英語）で表記している。

注 2) 業種は主な製造品等を参考に本調査において便宜的に特定したものである。

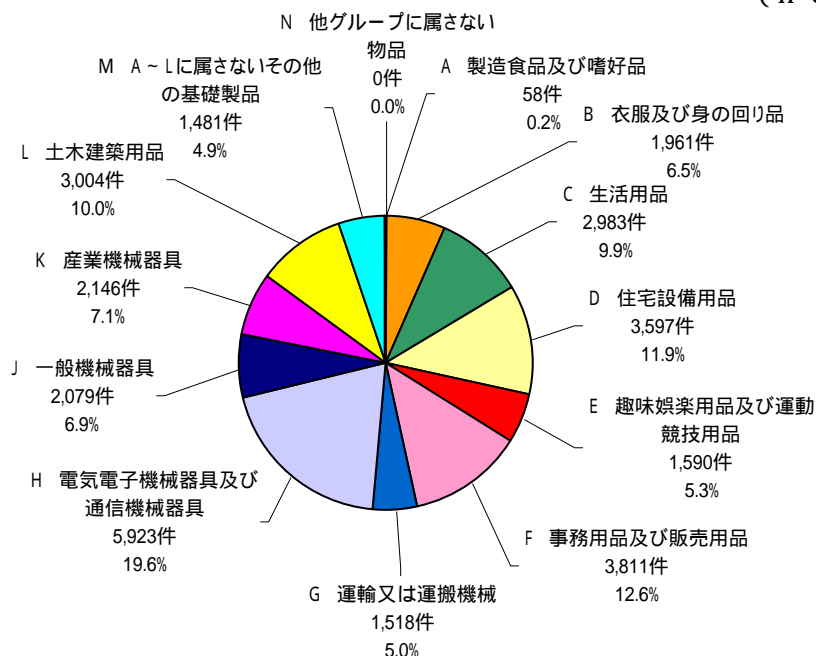
4. 出願先国別の登録状況

出願先国別の日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を第 2-10～14 図に示す。

日本

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 5,923 件で全体の 19.6%と最も多く、次いで、Fグループ（事務用品及び販売用品）が 3,811 件で全体の 12.6%、Dグループ（住宅設備用品）が 3,597 件で全体の 11.9%、Lグループ（土木建築用品）が 3,004 件で全体の 10.0%、Cグループ（生活用品）が 2,983 件で全体の 9.9%となっている。日本での意匠登録の特徴は、他の四極での意匠登録と比べて、日本意匠分類の Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の全体に占める割合が高く、Dグループ（住宅設備用品）、Cグループ（生活用品）、Mグループ（A～Lグループに属さないその他の基礎製品）、Aグループ（製造食品及び嗜好品）の全体に占める割合が低いことがあげられる。

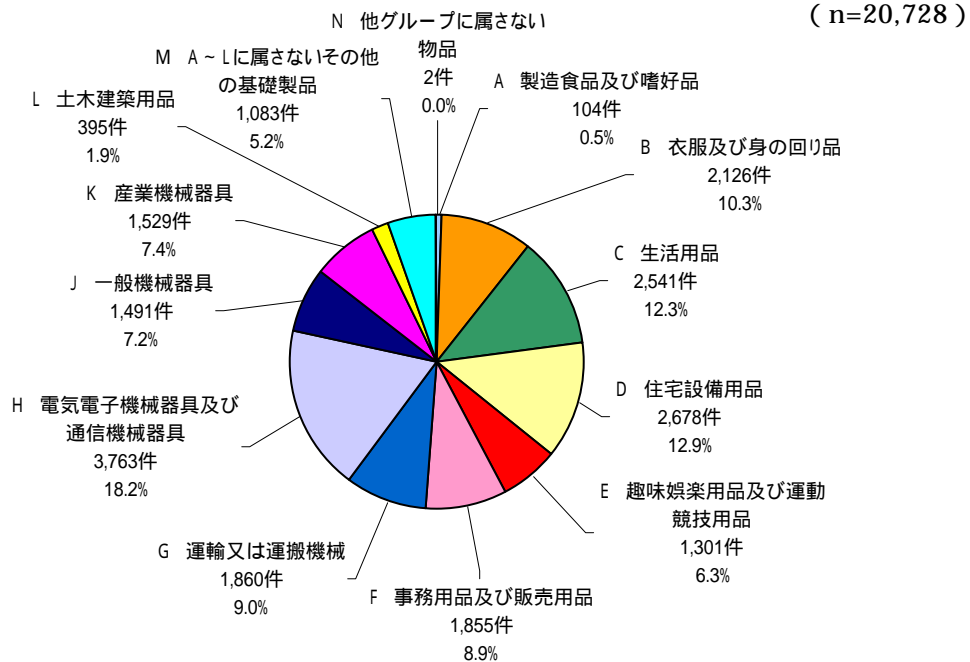
第 2-10 図 出願先国別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願先国：日本】
(n=30,151)



米国

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 3,763 件で全体の 18.2%で最も多く、次いで、Dグループ（住宅設備用品）が 2,678 件で全体の 12.9%、Cグループ（生活用品）が 2,541 件で全体の 12.3%、Bグループ（衣服及び身の回り品）が 2,126 件で全体の 10.3%となっている。米国での意匠登録の特徴は、他の四極での意匠登録と比べて、日本意匠分類の Gグループ（運輸又は運搬機械）、Kグループ（産業機械器具）、Jグループ（一般機械器具）、Eグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）の全体に占める割合が高く、Fグループ（事務用品及び販売用品）、Lグループ（土木建築用品）の全体に占める割合が低いことがあげられる。

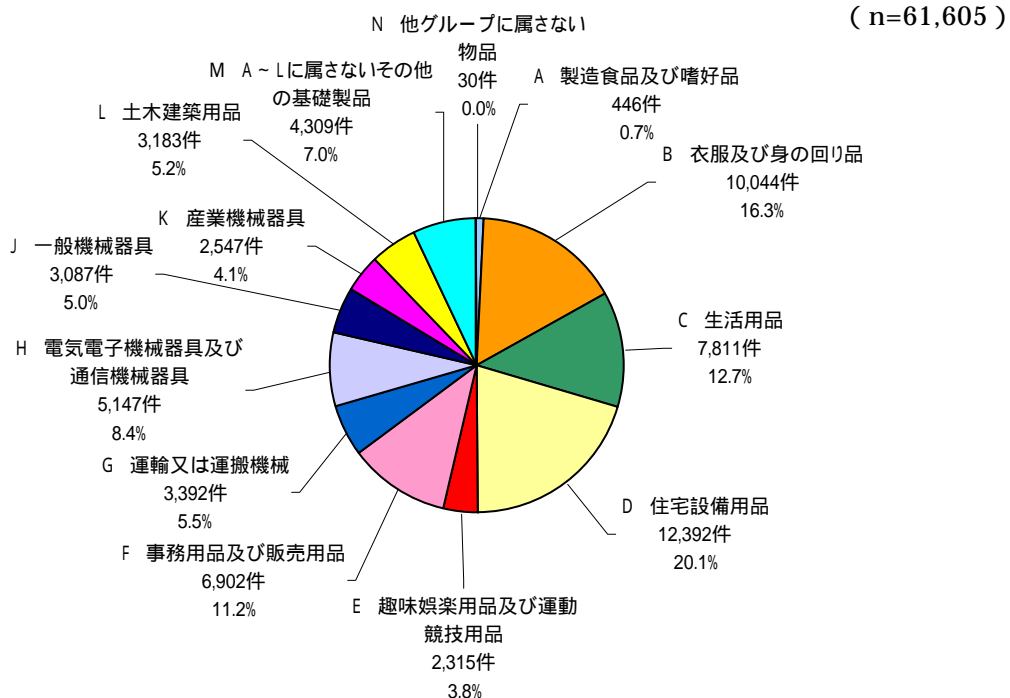
第 2-11 図 出願先国別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願先国：米国】



欧州

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Dグループ（住宅設備用品）が 12,392 件で全体の 20.1% で最も多く、次いで Bグループ（衣服及び身の回り品）が 10,044 件で全体の 16.3%、Cグループ（生活用品）が 7,811 件で全体の 12.7%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が 6,902 件で全体の 11.2%、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 5,147 件で全体の 8.4% となっている。欧州での意匠登録の特徴は、他の四極での意匠登録と比べて、日本意匠分類の Dグループ（住宅設備用品）、Bグループ（衣服及び身の回り品）、Aグループ（製造食品及び嗜好品）の全体に占める割合が高く、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、Kグループ（産業機械器具）の全体に占める割合が低いことがあげられる。

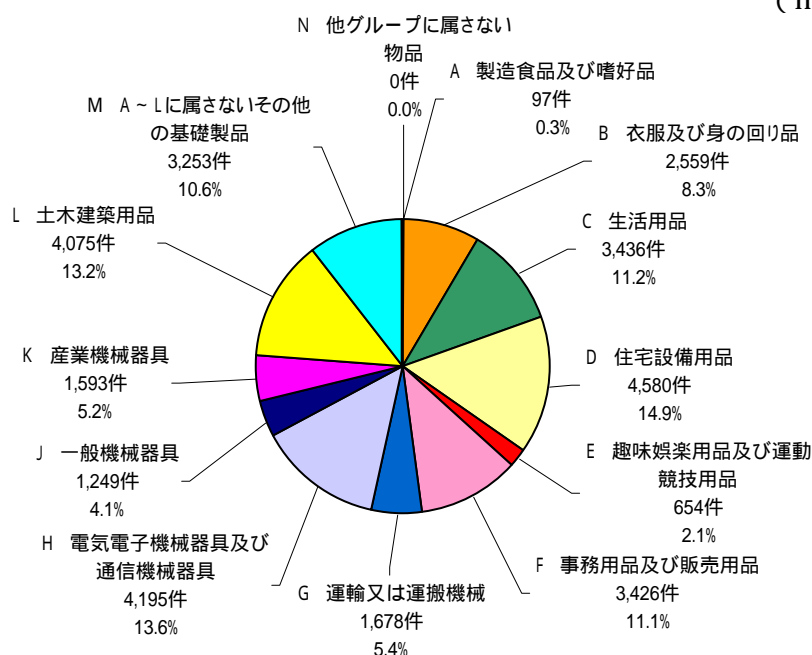
第 2-12 図 出願先国別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願先国：欧州】



韓国

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Dグループ（住宅設備用品）が4,580件で全体の14.9%と最も多く、次いで、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が4,195件で全体の13.6%、Lグループ（土木建築用品）が4,075件で全体の13.2%、Cグループ（生活用品）が3,436件で全体の11.2%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が3,426件で全体の11.1%、Mグループ（A～Lグループに属さないその他の基礎製品）が3,253件で全体の10.6%となっている。韓国での意匠登録の特徴は、他の四極での意匠登録と比べて、日本意匠分類のLグループ（土木建築用品）、Mグループ（A～Lグループに属さないその他の基礎製品）の全体に占める割合が高く、Jグループ（一般機械器具）、Eグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）の全体に占める割合が低いことがあげられる。

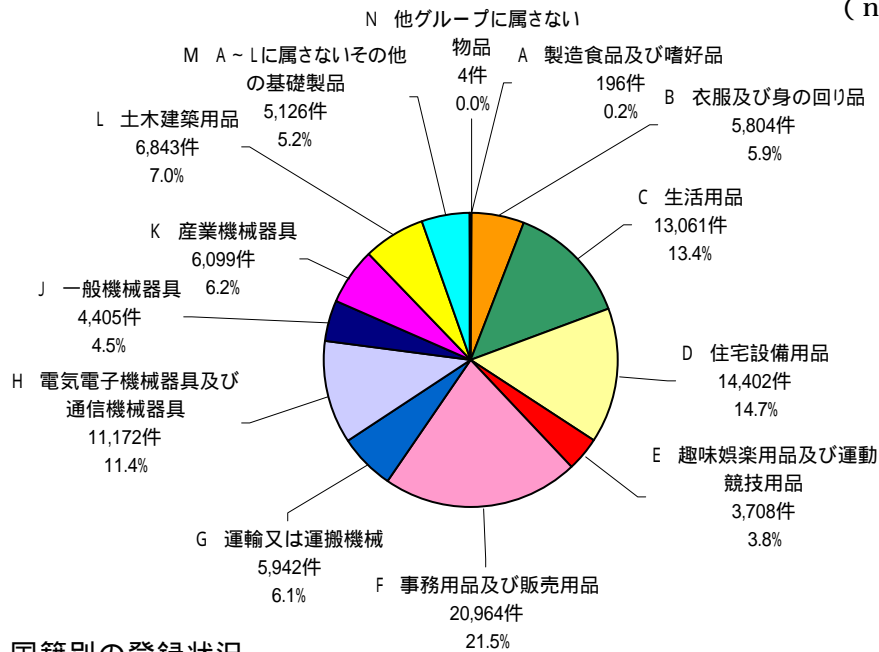
第 2-13 図 出願先国別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願先国：韓国】
(n=30,795)



中国

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Fグループ（事務用品及び販売用品）が20,964件で全体の21.5%と最も多く、次いで、Dグループ（住宅設備用品）が14,402件で全体の14.7%、Cグループ（生活用品）が13,061件で全体の13.4%、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が11,172件で全体の11.4%、Lグループ（土木建築用品）が6,843件で全体の7.0%となっている。中国での意匠登録の特徴は、他の四極での意匠登録と比べて、日本意匠分類のFグループ（事務用品及び販売用品）、Cグループ（生活用品）の全体に占める割合が高く、Bグループ（衣服及び身の回り品）、Aグループ（製造食品及び嗜好品）の全体に占める割合が低いことがあげられる。

第 2-14 図 出願先国別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願先国：中国】
(n=97,726)



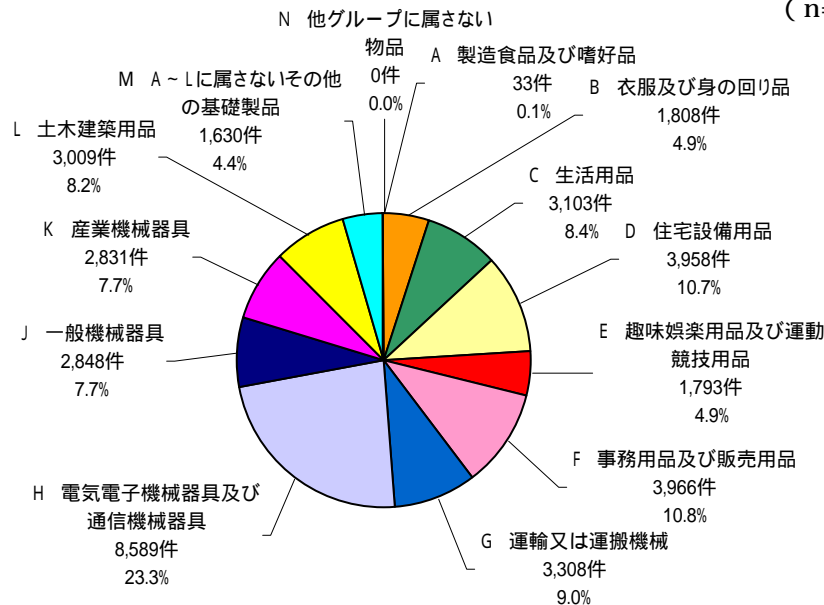
5. 出願人国籍別の登録状況

出願人国籍別の日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を第 2-15 ~ 19 図に示す。

日本国籍出願人

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が 8,589 件で全体の 23.3%で最も多く、次いで、Fグループ（事務用品及び販売用品）が 3,966 件で全体の 10.8%、Dグループ（住宅設備用品）が 3,958 件で全体の 10.7%、Gグループ（運輸又は運搬機械）が 3,308 件で全体の 9.0%、Cグループ（生活用品）が 3,103 件で全体の 8.4%となっている。日本国籍出願人の意匠登録の特徴は、他の四極の国籍出願人の意匠登録と比べて、日本意匠分類の Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、Gグループ（運輸又は運搬機械）、Jグループ（一般機械器具）、Kグループ（産業機械器具）の全体に占める割合が高く、Dグループ（住宅設備用品）、Cグループ（生活用品）、Bグループ（衣服及び身の回り品）、Mグループ（A~Lグループに属さないその他の基礎製品）、Aグループ（製造食品及び嗜好品）の全体に占める割合が低いことがあげられる。

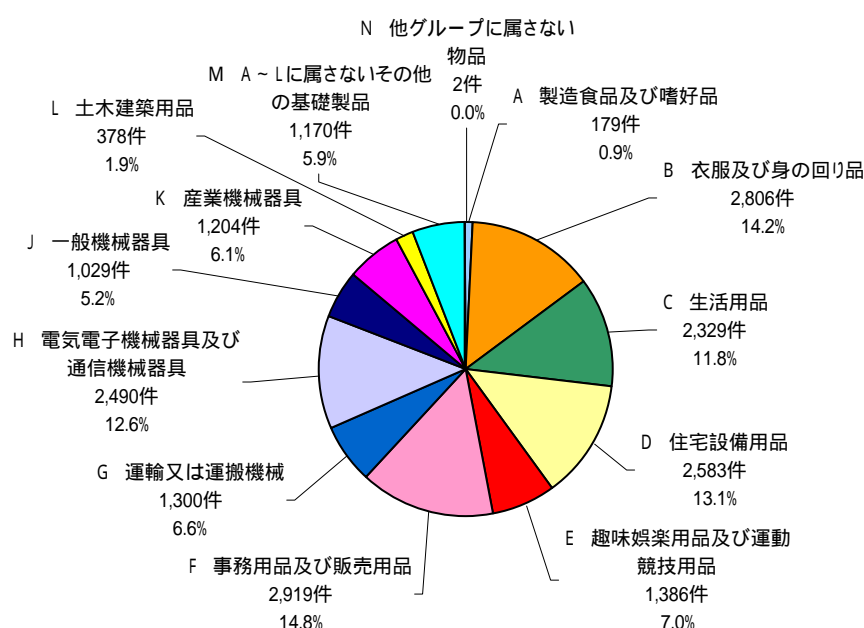
第 2-15 図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願人国籍：日本】
(n=36,876)



米国国籍出願人

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Fグループ（事務用品及び販売用品）が2,919件で全体の14.8%で最も多く、次いで、Bグループ（衣服及び身の回り品）が2,806件で全体の14.2%、Dグループ（住宅設備用品）が2,583件で全体の13.1%、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が2,490件で全体の12.6%、Cグループ（生活用品）が2,329件で全体の11.8%となっている。米国国籍出願人の意匠登録の特徴は、他の四極の国籍出願人の意匠登録と比べて、日本意匠分類のEグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）、Aグループ（製造食品及び嗜好品）の全体に占める割合が高く、Lグループ（土木建築用品）の全体に占める割合が低いことがあげられる。また、欧州国籍出願人には及ばないが、Bグループ（衣服及び身の回り品）の全体に占める比率も比較的高い。

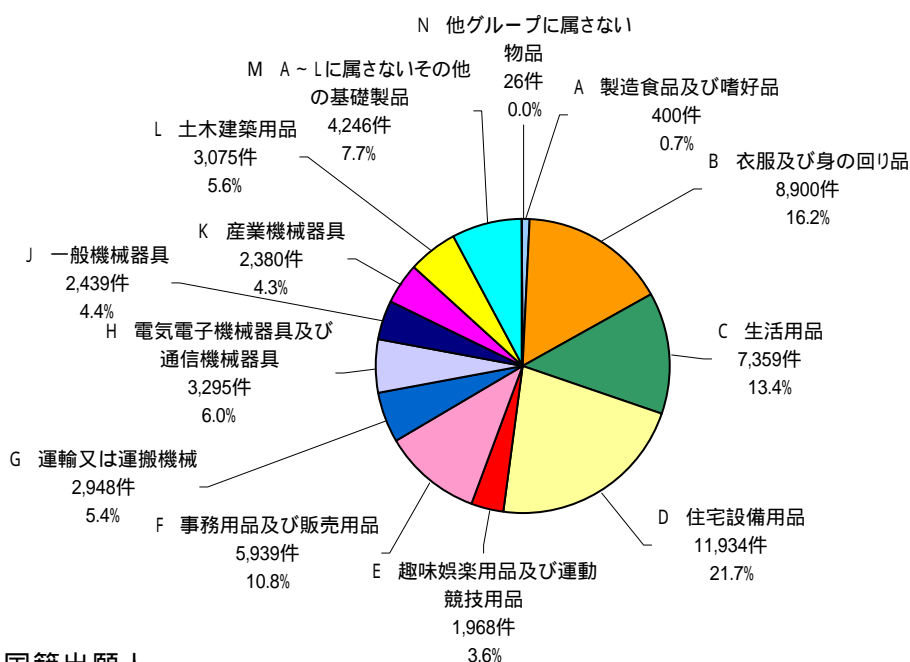
第 2-16 図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願人国籍：米国】
(n=19,775)



欧州国籍出願人

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Dグループ（住宅設備用品）が11,934件で全体の21.7%で最も多く、次いで、Bグループ（衣服及び身の回り品）が8,900件で全体の16.2%、Cグループ（生活用品）が7,359件で全体の13.4%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が5,939件で全体の10.8%、Mグループ（A～Lに属さないその他の基礎製品）が4,246件で全体の7.7%となっている。欧州国籍出願人の意匠登録の特徴は、他の四極の国籍出願人の意匠登録と比べて、日本意匠分類のDグループ（住宅設備用品）、Bグループ（衣服及び身の回り品）の全体に占める割合が高く、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、Kグループ（産業機械器具）の全体に占める割合が低いことがあげられる。

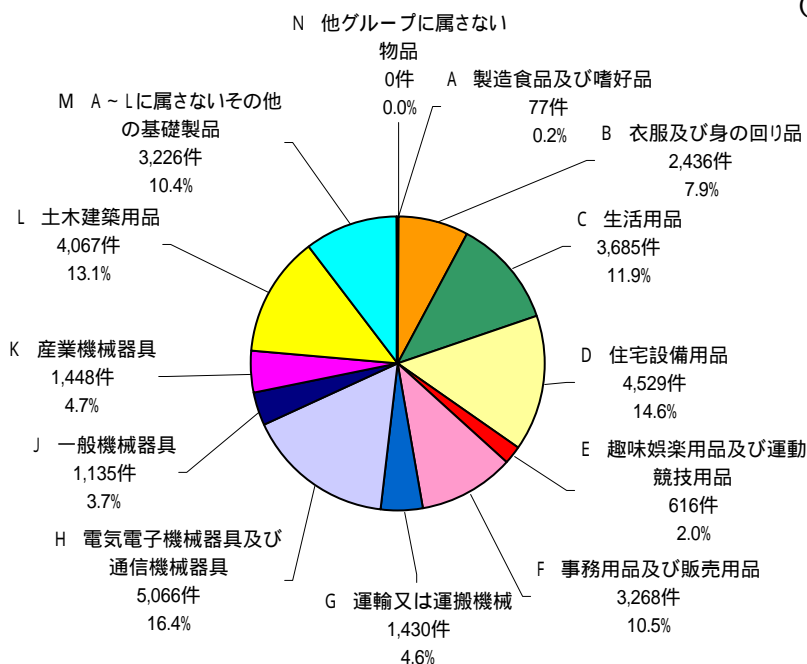
第 2-17 図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願人国籍：欧州】
(n=54,909)



韓国国籍出願人

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が5,066件で全体の16.4%で最も多く、次いで、Dグループ（住宅設備用品）が4,529件で全体の14.6%、Lグループ（土木建築用品）が4,067件で全体の13.1%、Cグループ（生活用品）が3,685件で全体の11.9%、Fグループ（事務用品及び販売用品）が3,268件で全体の10.5%、Mグループ（A～Lグループに属さないその他の基礎製品）が3,226件で全体の10.4%となっている。韓国国籍出願人の意匠登録の特徴は、他の四極の国籍出願人の意匠登録と比べて、日本意匠分類のLグループ（土木建築用品）、Mグループ（A～Lグループに属さないその他の基礎製品）の全体に占める割合が高く、Fグループ（事務用品及び販売用品）、Gグループ（運輸又は運搬機械）、Jグループ（一般機械器具）、Eグループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）の全体に占める割合が低いことがあげられる。

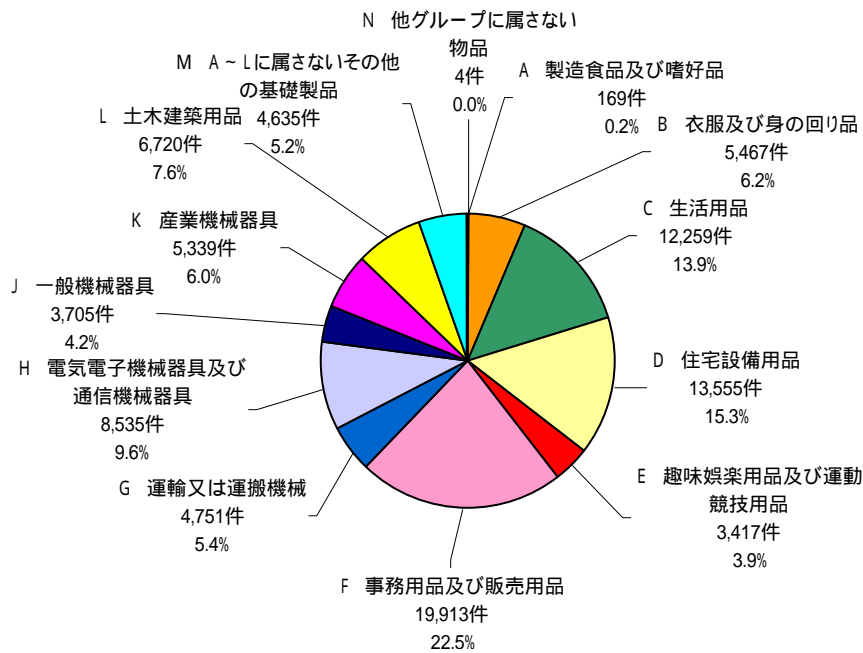
第 2-18 図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願人国籍：韓国】
(n=30,983)



中国国籍出願人

日本意匠分類グループ別の意匠登録割合を見ると、Fグループ（事務用品及び販売用品）が19,913件で全体の22.5%で最も多く、次いで、Dグループ（住宅設備用品）が13,555件で全体の15.3%、Cグループ（生活用品）が12,259件で全体の13.9%、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）が8,535件で全体の9.6%、Lグループ（土木建築用品）が6,720件で全体の7.6%となっている。中国国籍出願人の意匠登録の特徴は、他の四極の国籍出願人の意匠登録と比べて、日本意匠分類のFグループ（事務用品及び販売用品）、Cグループ（生活用品）の全体に占める割合が高いことがあげられる。

第2-19図 出願人国籍別・日本意匠分類グループ別の意匠登録割合【出願人国籍：中国】
(n=88,469)



第2節 主要物品別の登録状況

1. 主要物品別の登録状況

主要物品別の登録状況として、五極への2006年1～12月の意匠登録総数(241,005件)に占める日本意匠分類の小分類一桁別の意匠登録数ランキング(1～40位)を第2-20表に示す。

日本意匠分類の小分類一桁別の意匠登録数ランキングでは、F47の包装用容器等が6.6%(15,973件)で最も多く、次いで、D72の腰掛け、いす等が3.2%(7,809件)、G22の自動車等が2.8%(6,671件)、D33の屋内用照明器具が2.4%(5,685件)、M11の織物地、編物地等が2.3%(5,487件)と続き、1～40位の意匠登録数合計(129,360件)は全体(241,005件)の53.7%を占めている。

第2-20表 主要物品(日本意匠分類の小分類一桁の1～40位)の意匠登録数ランキング

順位	日本意匠分類	内容	件数
1	F47	包装用容器等	15,973
2	D72	腰掛け、いす等	7,809
3	G22	その他の自動車	6,671
4	D33	屋内用照明器具	5,685
5	M11	織物地、編物地等	5,487
6	F44	包装用袋	4,544
7	D65	収納家具等	4,071
8	H74	電話機等	3,838
9	M25	バルブ等	3,451
10	C21	置物等	3,207
11	F42	レットル	3,155
12	D71	テーブル、机、カウンター等	3,108
13	H76	映像情報入出力機器	3,090
14	H72	音響情報入出力機器	2,963
15	B11	洋服	2,953
16	B51	短靴	2,864
17	H13	電気接続器等	2,831
18	L71	建築用構造材、枠材	2,811
19	C52	飲食用容器	2,794
20	L35	門、塀、さく等	2,741
21	H65	情報記録機器等	2,673
22	H71	その他のデータ入出力機器等	2,570
23	C54	調理用容器	2,420
24	G29	車両部品及び付属品	2,418
25	G23	自動二輪車等	2,325
26	F21	筆記用具	2,246
27	M32	開閉金物	2,228
28	D43	送風式冷暖房機器等	1,960
29	C53	食卓用容器又は保存用容器	1,929
30	C64	調理用加熱器	1,926
31	B41	かばん又は携帯用袋物	1,908
32	B31	装身具	1,884
33	B59	履物等部品及び付属品	1,874
34	H15	開閉器及び遮断器	1,754
35	F51	広告用具及び表示用具	1,699
36	L61	建築用板	1,594
37	L63	モザイクタイル及びタイル	1,554
38	C65	冷蔵庫、製氷機等、車載用冷蔵庫	1,473
39	D73	ベッド等	1,457
40	F49	包装紙、包装用容器等部品及び付属品	1,422

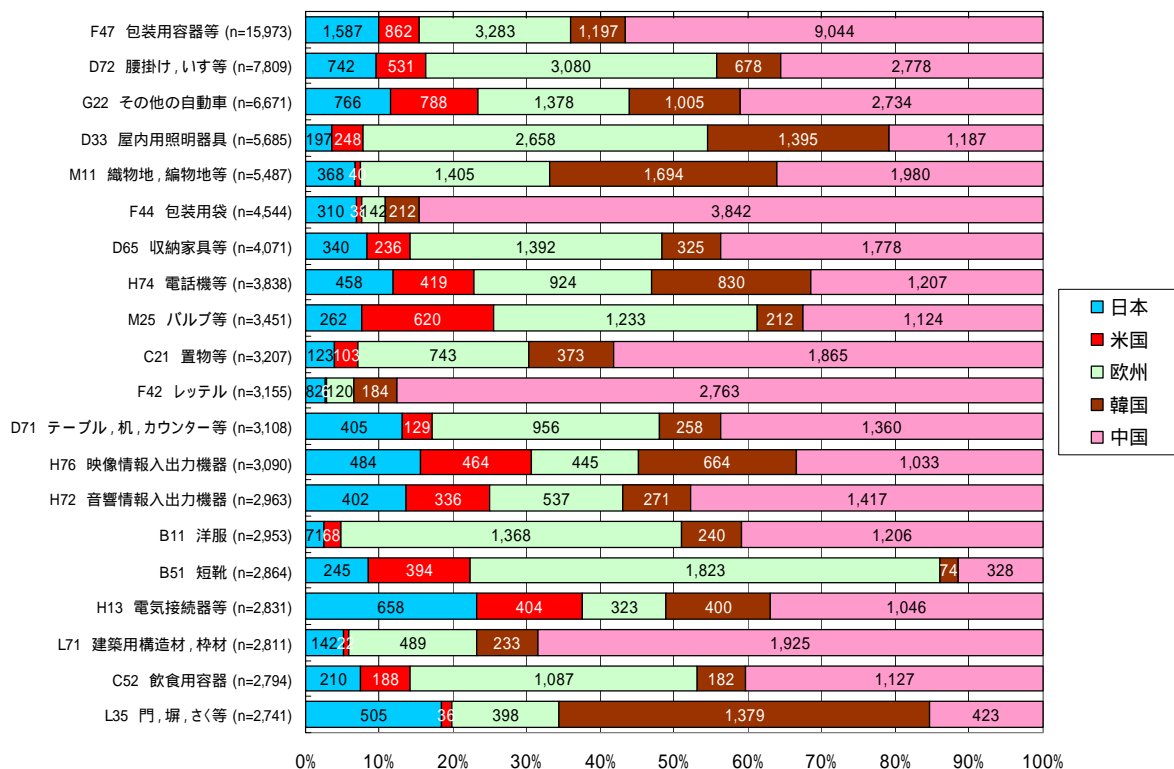
2. 主要物品別の出願先国別特徴

日本意匠分類の小分類一桁別の出願先国別の意匠登録数(1~20位)を第2-21図に、日本意匠分類の小分類一桁別の出願先国別の意匠登録数(21~40位)を第2-22図に示す。

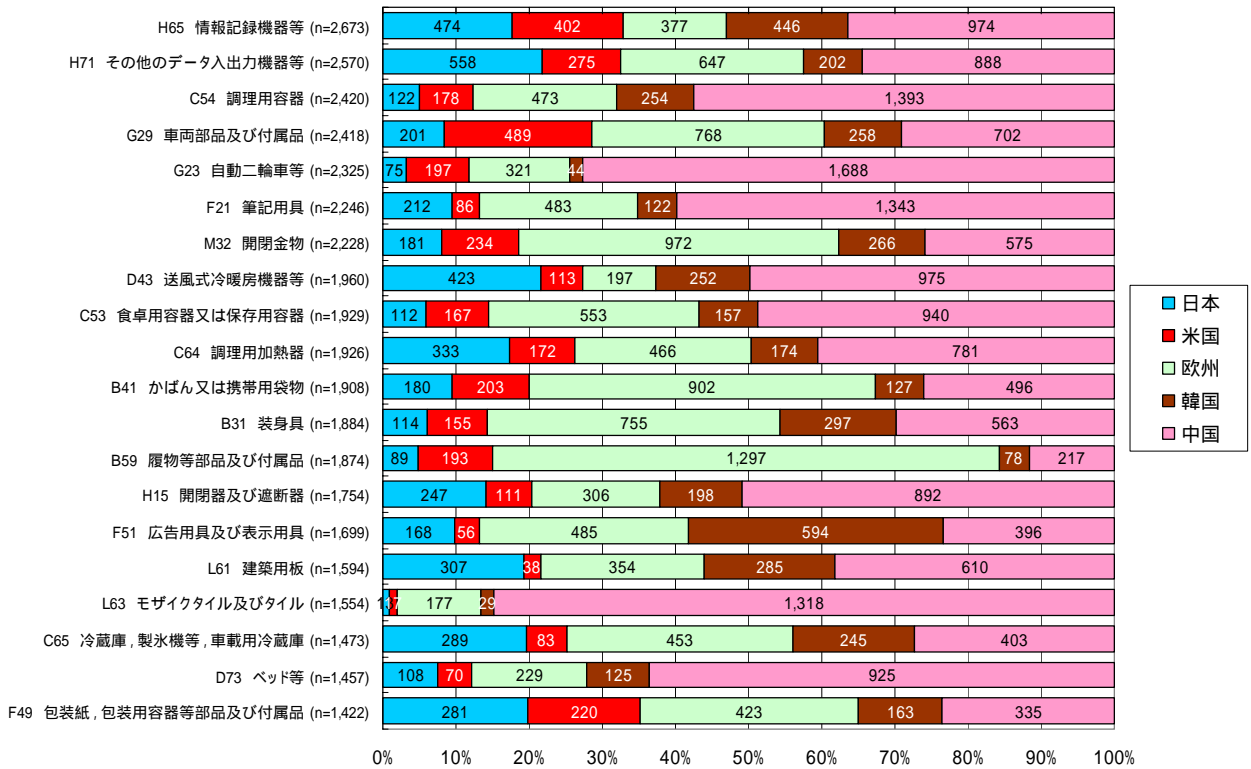
出願先国別の意匠登録数では、D72の腰掛け、いす等、D33の屋内用照明器具、M25のバルブ等、B11の洋服、B51の短靴、G29の車両部品及び付属品、M32の開閉金物、B41のかばん又は携帯用袋物、B31の装身具、B59の履物等部品及び付属品、C65の冷蔵庫、製氷機等、車載用冷蔵庫、F49の包装紙、包装用容器等部品及び付属品の12分野で欧州での意匠登録数が最も多く、L35の門、塀、さく等、F51の広告用具及び表示用具の2分野で韓国での意匠登録数が最も多く、それ以外の26分野では中国での意匠登録数が多い。1~40位の中に日本、米国での意匠登録数が最も多い物品は見当たらない。

日本での意匠登録数比率の中で最も高いのは、H13の電気接続器等であり、全体の23.2%(658件)となっているが、同物品に関する五極の比較では中国での意匠登録数比率に次いで2番目である。米国での意匠登録数比率の中で最も高いのは、G29の車両部品及び付属品で20.2%(489件)となっているが、同物品に関する五極の比較では欧州、中国での意匠登録数比率に次いで3番目である。欧州での意匠登録数比率の中で最も高いのは、B59の履物等部品及び付属品で69.2%(1,297件)となっており、全体の50%以上を占めるものは他にB51の短靴63.7%(1,823件)がある。韓国での意匠登録数比率の中で最も高いのは、L35の門、塀、さく等で50.3%(1,379件)となっている。中国での意匠登録数比率の中で最も高いのは、F42のレットルで87.6%(2,763件)となっており、全体の50%以上を占めるものは他にL63のモザイクタイル及びタイルで84.8%(1,318件)、F44の包装用袋で84.6%(3,842件)、G23の自動二輪車等72.6%(1,688件)、L71の建築用構造材、枠材で68.5%(1,925件)、D73のベッド等で63.5%(925件)、F21の筆記用具59.8%(1,343件)、C21の置物等で58.2%(1,865件)、C54の調理用容器で57.6%(1,393件)、F47の包装用容器等で56.6%(9,044件)、H15の開閉器及び遮断器で50.9%(892件)がある。

第2-21図 主要物品の出願先国別の意匠登録数(1~20位)



第 2-22 図 主要物品の出願先国別の意匠登録数（21～40 位）



3. 主要物品別の出願人国籍別特徴

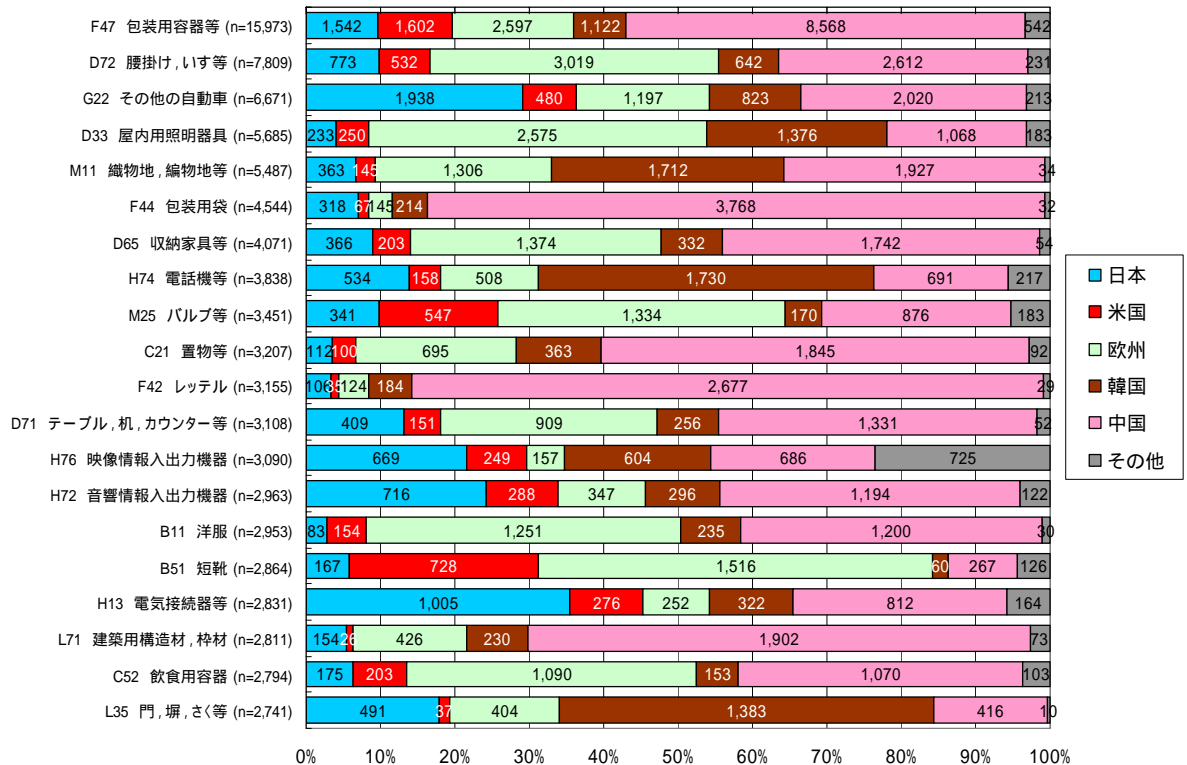
日本意匠分類の小分類一桁別の出願人国籍別の意匠登録数（1～20 位）を第 2-23 図に、日本意匠分類の小分類一桁別の出願人国籍別の意匠登録数（21～40 位）を第 2-24 図に示す。

出願人国籍別の意匠登録数では、H13 の電気接続器等、H65 の情報記録機器等の 2 分野で日本からの意匠登録数が最も多く、D72 の腰掛け, いす等、D33 の屋内用照明器具、M25 のバルブ等、B11 の洋服、B51 の短靴、C52 の飲食用容器、G29 の車両部品及び付属品、M32 の開閉金物、B41 のかばん又は携帯用袋物、B31 の装身具、B59 の履物等部品及び付属品、C65 の冷蔵庫, 製氷機等, 車載用冷蔵庫、F49 の包装紙, 包装用容器等部品及び付属品の 13 分野で欧州からの意匠登録数が最も多く、H74 の電話機等、L35 の門, 塀, さく等、F51 の広告用具及び表示用具の 3 分野で韓国からの意匠登録数が最も多く、H76 の映像情報入出力機器で五極以外の国からの意匠登録数が最も多く、それ以外の 21 分野では中国からの意匠登録数が多い。1～40 位の中に米国からの意匠登録数が最も多い物品は見当たらない。

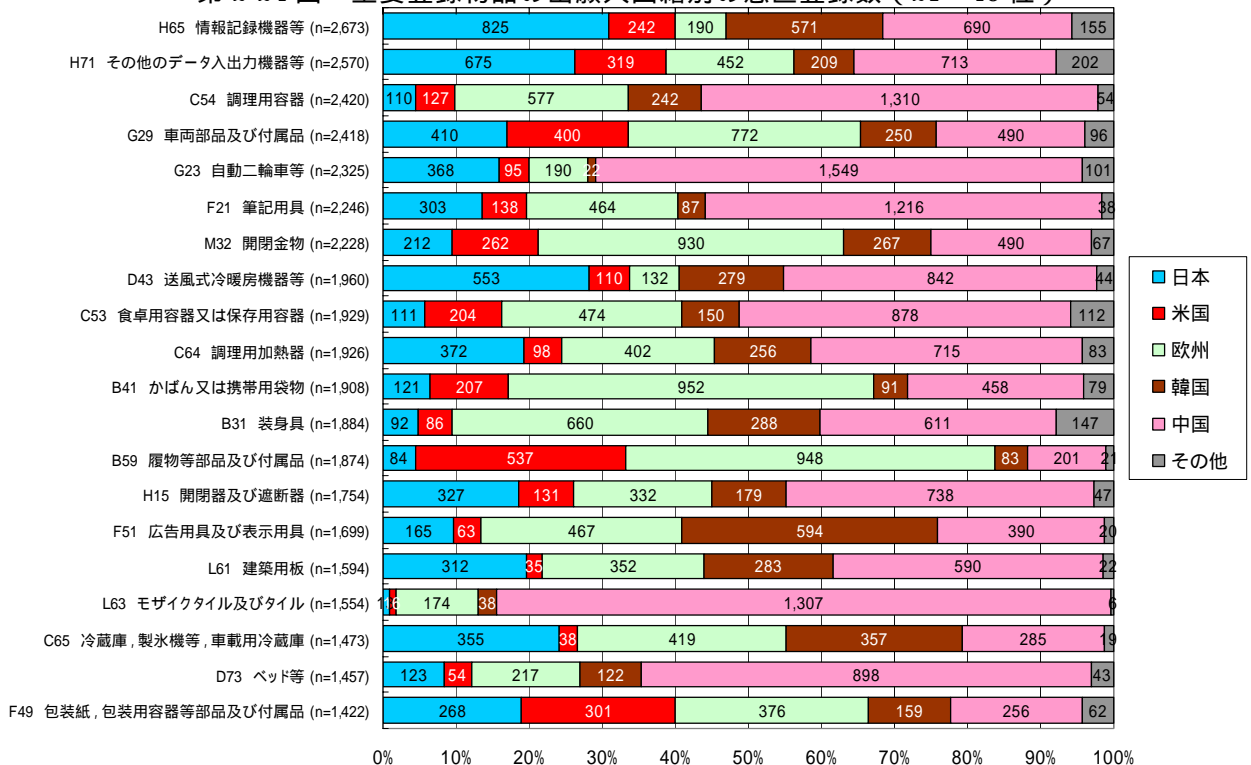
日本からの意匠登録数比率の中で最も高いのは、H13 の電気接続器等であり、全体の 35.5%（1,005 件）となっており、同物品に関する五極の比較でも最も高い。米国からの意匠登録数比率の中で最も高いのは、B59 の履物等部品及び付属品で 28.7%（537 件）となっているが、同物品に関する五極の比較では欧州に次いで 2 番目である。欧州からの意匠登録数比率の中で最も高いのは、B51 の短靴で 52.9%（1,516 件）となっており、全体の 50%以上を占めるものは他に B59 の履物等部品及び付属品 50.6%（948 件）がある。韓国からの意匠登録数比率の中で最も高いのは、L35 の門, 塀, さく等で 50.5%（1,383 件）となっている。中国からの意匠登録数比率の中で最も高いのは、F42 のレットルで 84.8%（2,677 件）となっており、全体の 50%以上を占めるものは他に L63 のモザイクタイル及びタイルで 84.1%（1,307 件）、F44 の包装用袋で 82.9%（3,768 件）、L71 の建築用構造材, 枠材で 67.7%

(1,902件) G23の自動二輪車等66.6%(1,549件) D73のベッド等で61.6%(898件) C21の置物等で57.5%(1,845件) F21の筆記用具54.1%(1,216件) C54の調理用容器で54.1%(1,310件) F47の包装用容器等で53.6%(8,568件)がある。

第2-23図 主要登録物品の出願人国籍別の意匠登録数(1~20位)



第2-24図 主要登録物品の出願人国籍別の意匠登録数(21~40位)



第3章 法制度等に関する分析

第1節 法制度等の比較分析

1. 五極の意匠制度比較

審査制度の違い

日本と米国の意匠制度では、実体審査を行って新規性と創作性を判断しているが、欧州は、各国毎に意匠制度が存在するほか、欧州共同体意匠規則によって EU 加盟国で広域にデザインを保護する制度となっている。

欧州の主要国（ドイツ、フランス、イギリス、イタリア）の意匠制度は、新規性や創作性の判断をする実体審査をせず、方式的要件のみをチェックして権利化する無審査登録制度となっている。同様に欧州共同体意匠規則も無審査登録制度を採用しているが、無方式で権利が発生する非登録意匠権と出願を必要とし登録により権利が発生する登録意匠権が存在する。

韓国では、特定の物品に対して方式審査のみの無審査登録制度を適用し、その他の物品に対して実体審査を伴う審査登録制度を適用している。

中国の意匠制度は、無審査登録制度となっている。国家知識産権局に出願し、方式審査（書類審査）後に登録を受けて権利が発生する。

このように審査制度そのものが日本、米国、欧州、韓国、中国では異なっている。

保護対象の違い

日本の意匠法による保護対象は、「物品（物品の部分を含む）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」であり、形状を有する物品を保護の対象としている。従って現行の意匠法では、アイコンやグラフィックシンボルやタイプフェイスなどは保護の対象ではないが、2007年4月1日以降の出願から物品の操作の用に供される画像が新たに保護されており、対象の拡充が図られている。

米国の特許法による保護対象は、「製造物品[article of manufacture]のための新規で独創的かつ装飾的な意匠」であり、製造物品[article of manufacture]に具現化されるものは保護の対象となり、アイコンやグラフィックシンボルやタイプフェイスも保護対象となっている。

欧州共同体意匠規則では、製品[product]を保護の対象としており、アイコンやグラフィックシンボルやタイプフェイスも製品[product]として認められている。¹⁶

韓国のデザイン保護法による保護対象は、「物品[article]（物品[article]の部分及び書体を含む）の形状、模様、色彩又はこれらを結合したもので、視覚を通じて美感を引き起こさせるもの」と定義されるデザインである。デザインは必ず物品[article]を前提とする。なお、物品[article]の一部分、記録や標識等に使用されるための一組の書体（フォント）、物品[article]の液晶画面等の表示部に表示される図形等」と定義される画像デザイン（GUI(Graphical User Interface)、アイコン、グラフィックイメージ等）も保護対象になる。

中国の専利法による保護対象は、「物品[article]の形状、模様（図案）又はそれらの組合せ及び色彩と形状、模様（図案）の組合せによる美感に富み、工業上の応用に適した新しいデザイン」である。

このように保護対象は、日本、韓国、中国の「物品[article]」、米国の「製造物品[article of manufacture]」、欧州の「製品[product]」とやや異なるが、アイコンやグラフィックシンボルやタイプフェイスの扱いを除き、概ね同じであると言える。

保護期間の違い

日本では、2006年6月7日公布の改正意匠法により2007年4月1日以降の出願から、設定の登録の日より20年間となった。

米国では、意匠特許付与日から起算して14年間であり、欧州では、無審査登録制度は、最初に出願から5年間保護され、その後4回の更新により最長25年間保護される。また、無方式非登録制度は、公知となった日から3年間保護される。

韓国では、デザイン権の設定登録日から15年であり、中国では、出願日から起算して10年間である。

このように日本、米国、欧州、韓国、中国で保護期間は大きく異なっている。

秘密意匠制度の有無

日本及び韓国では、秘密意匠制度で登録意匠を意匠権の設定登録日から最長3年間秘密にすることが可能である。また、欧州では、公開繰り延べ制度によって最長30ヶ月公報の発行を遅らせることが可能である。

これに対し、米国及び中国では、こうした制度が存在しない点が異なっている。

出願態様の違い

日本は、1つの出願に記載できるのは1つの意匠としている。ただし、関連意匠制度があり、2007年4月1日以降の出願では、類似する意匠を本意匠の公報発行日前までの間に出願することを可能としている。

米国は、1つの出願にクレーム（意匠特許）は1つしか許されていないものの、複数の実施態様を記載することは可能であり、さらにはクレームする意匠の名称を複数記述することが許されている。

欧州共同体意匠規則では、1つの出願において、ロカルノ国際分類が同一の製品であれば、複数の意匠を纏めて出願することが可能である。

韓国は、審査登録制度では、一デザインーデザイン登録出願が原則であるが、無審査登録制度では、物品区分上同じ大分類に属する物品について20以内のデザインを一デザイン登録出願とすることができる。

中国は、一意匠一出願が原則であり、日本のような関連意匠制度はない。

このように出願の態様は、日本、米国、欧州、韓国、中国で大きく異なっている。

早期審査制度の有無

日本と米国は、新規性と創作性を、実体審査を行って判断しているため、権利が発生するまでに時間がかかる。このため、ライフサイクルの短い製品や模倣品が発生しやすい製品に意匠権を早期に与えることを可能とする早期審査制度が存在している。

欧州共同体意匠規則は無審査登録制度を採用しているため、出願から権利が発生するまでの期間が短く、早期審査制度は存在しない。

韓国は、申請によって出願公開されたデザイン登録出願に対して、デザイン保護法第30条で準用する特許法第61条の規定によって優先審査請求が可能である。

中国は、無審査登録制度であり、早期審査制度は存在しない。

以上に述べたように、日本、米国、欧州、韓国、中国では、物品や製造物品や製品のデザインを意匠制度によって保護することができるが、それぞれの意匠制度には権利の範囲や期間等に差異があり、また、出願手続の面でも差異があるので、各国への出願や権利行使に当たっては注意を要する。

権利行使の面では、出願から権利発生までの期間が、日本は約 9 ヶ月、米国は約 15 ヶ月、欧州は約 2 ヶ月（公告された後出願日に遡って権利が発生）、韓国は無審査登録制度では約 2～3 ヶ月で審査登録制度では約 7～8 ヶ月、中国は約 2 ヶ月と違いがあり、模倣品への対策など権利行使ができるようになる時期が異なるため、それぞれの国と地域で権利者は異なる対応が求められるものと考えられる。

例えば模倣品が発生した場合には、意匠権をできる限り早く取得する必要があるが、このときに日本と米国では出願人が早期審査制度を利用するための手続が必要だが、欧州と中国では出願から約 2 ヶ月で権利行使可能になるためその必要はない。

権利行使の場面では、日本と米国では新規性と創作性の判断が行政機関（特許庁）によって行われているため、権利者が権利の有効性を確かめる必要はなく即座に対応可能であるが、欧州と中国では権利者自らが、新規性と創作性が備わっているか、権利が正当に有効であるかの調査を行う必要があり、模倣品発生後の対応に時間がかかると考えられる。

韓国では無審査登録制度が適用される特定の物品に対しては欧州や中国と同様の状況があり、審査登録制度が適用されるその他の物品に対しては日本や米国と同様の状況があると考えられる。

このように権利行使においては実体審査の有無の影響はあるものと考えられ、実体審査を行っている場合に比べて、無審査登録制度では権利化後の作業負担が大きい傾向があることに留意する必要がある。

また、市場に投入すると即座に模倣品が発生するおそれのある製品や、市場に投入する前にそのデザインが知れわたると市場での優位性を失う可能性がある製品に対応するため、日本や韓国には秘密意匠制度があり、欧州には公開繰り延べ制度がある。しかし、米国、中国には、こうした制度は存在していない。このため、出願人は新規な製品を市場に出す時期をよく検討し、出願時期を調整する必要がある。こうした手続面の違いも出願人の出願動向に影響していると考えられる。

2．五極の意匠制度以外のデザイン保護制度比較

著作権法

日本、米国、欧州、韓国、中国では、一定の条件を満たしていれば製品デザインも著作権により保護される。欧州の場合、EU 著作権指令等で著作権保護に対する共通の基準が定められており、EU 加盟国はこれらにあわせて国内法を整備している。

商標法

日本では商標登録の要件として、自己の業務で提供している商品やサービスが自他商品・役務の識別力を有する必要がある。

米国では米国連邦商標法（ランハム法）に基づき、識別力を有する場合には商品等の形状自体もトレードドレスとして保護対象となる。トレードドレスは、商標登録されていない場合でもコモンロー上の商標として保護される可能性がある。自他商品・役務識別力を有し、混同の恐れがあり、非機能的である場合には、トレードドレスによる侵害が認められており、トレードドレスによる保護の効果は、日本の不正競争防止法（第2条第1項第1号の周知表示混同惹起行為）の要素を含んだものとなっている。

欧州では識別力があること、先行商標に抵触しないことその他、機能的ではないという要件を備えている必要がある。

韓国では立体商標を認めており、物品のデザインが立体商標として登録されれば、商標法に基づく保護も受けることができる。立体商標の登録要件は日本とほぼ同じである。

中国では創作したデザインがマークやロゴなど商品に識別性をもたらす場合は商標権で保護し、立体物である場合は立体商標の出願が有効である。ただし、立体商標の保護は、機能に由来する形状や識別力のない部分には及ばないとされている。

不正競争防止法

不正競争防止法は、日本、米国、欧州、韓国、中国いずれにおいても、基本的には他人の商品の形態を模倣すること、不法に複製することを禁止するものである。

欧州では、共同体域内をカバーする不正競争防止法は存在せず、デザインは各加盟国の関連法により保護される。

米国では、連邦の著作権法や商標法（ランハム法）により、消費者が混同を引き起こす行為を禁止していることに加え、各州のコモンローによっても不正競争に対する救済措置があり、製品デザインは、日本、欧州、韓国、中国に比べて不正競争防止法により手厚い保護がなされている。

第2節 意匠出願動向への影響分析

日本、米国、欧州、韓国、中国の意匠制度の違いによる意匠出願動向への影響の要因としては、審査制度の違い、保護対象の違い、出願態様の違いなどが考えられる。

審査制度の違い、即ち実体審査を行っているかどうかについては、実体審査を行う日本及び米国と、実体審査を行わない欧州及び中国とでは、総じて実体審査を行う日本及び米国の出願の方が少ない傾向にある。一方、韓国では、一部の物品に対して無審査登録制度を、その他の物品に対して審査登録制度を適用している。両者の出願件数に際立った差異はないが、無審査登録制度の対象物品の出願は比較的多い傾向にある。

保護対象の違いによる出願動向への影響については、米国、欧州ではアイコンやグラフィックシンボル、タイプフェイスの保護も意匠制度で行っており、韓国では物品の一部、記録や標識等に使用されるための一組の書体（フォント）「物品の液晶画面等の表示部に表示される図形等」と定義される画像デザイン（GUI(Graphical User Interface)、アイコン、グラフィックイメージ等）も保護対象になるが、出願件数がそれぞれの国、地域で少ないことから、影響は小さいと考えられる。

出願態様の違いとしては、日本は一意匠一出願であり、自己の本意匠に類似する関連意匠を出願することができる関連意匠制度が存在するのに対し、米国は一意匠一出願ながら運用により一出願の中に物品名を複数記述することが許されている。一方、欧州共同体意匠規則では多意匠一出願としている。韓国は審査登録制度では一デザイン一デザイン登録出願が原則であるが、無審査登録制度では物品区分上同じ大分類に属する物品について20以内のデザインを一デザイン登録出願とすることができる。中国は一意匠一出願が原則である。それぞれの制度に出願人にとってのメリット、デメリットがあり、単純に比較することはできないが、出願態様の違いによる出願動向への影響はあると考えられる。

以上を踏まえると、五極の意匠制度と意匠出願動向との関連について、概ね次のようなことが言える。

日本は、2007年4月1日以降の出願から保護範囲が拡充されており、出願件数が増加する要素はあるものと考えられる。

米国は、商標法によるトレードドレスでの保護などが意匠権取得の要否に影響を及ぼしていると考えられ、このことが他の四極（日本、欧州、韓国、中国）に比べて意匠出願件数が少ない理由の一つと見られる。

欧州は、実体審査が行われないことや多意匠一出願が活用されていることなどにより、意匠出願件数が増加する要素はあるものと考えられる。

韓国は、2007年1月3日公布の改正デザイン保護法により、無審査登録出願されたデザインであっても、工業上利用することができないもの又は公知のものから容易に創作することができるものには、デザイン登録拒絶決定をしなければならないことになった。今後この法改正が無審査登録出願に影響を及ぼす可能性はあり得る。

中国は、意匠出願件数が 2006 年には 20 万件を超えた。この件数自体、他の四極（日本、米国、欧州、韓国）に比べて突出しているが、特徴的なのは、このうち非職務出願件数が約 12.5 万件で約 62% を占めていることである。ここ数年の意匠出願件数の著しい増加は、非職務出願件数の増加によっているとも言えるが、その背景や要因について、中国国家知識産権局は 2007 年 8 月 21 日付けの専利統計簡報の中で次のように分析している。

- ・ 改革開放の浸透及び市場化程度の向上につれ、中国経済建設における専利制度の役目が日増しに現れ、イノベーションを奨励するための主要な制度になりつつある。
- ・ 長年の持続的な努力を経て、知的財産権意識が更に普及され、より多くの人々は、専利制度を運用して自らの知恵成果を保護するようになった。
- ・ 各級地方政府が専利への奨励システムを構築し、専利出願に対する助成又は奨励を強化した。
- ・ 一部の民営企業や研究機関による発明は、企業主又は研究開発者個人の名義で専利を出願している。

中国国家知識産権局が指摘した以上の点に加えて、

- ・ 中国では、デザインは専ら専利法における意匠特許権として保護されている。著作権法、商標法及び不正競争防止法による保護は部分的であり、新たに創作されるデザインの保護には適さない。従って、模倣品対策などのデザイン保護のため意匠特許権を得ることが重要視されている。
- ・ 無審査登録制度により、出願すれば方式審査のみが行われ実体審査は行われずに意匠特許権が得られるため、出願行動が増える傾向にある。

などの点も挙げられるが、実際にはこれらの要因が相互に関連して生じている現象と考えられる。

第4章 経済・産業状況から見た分析

第1節 経済マクロ指標と意匠出願動向

1. GDP と意匠登録数

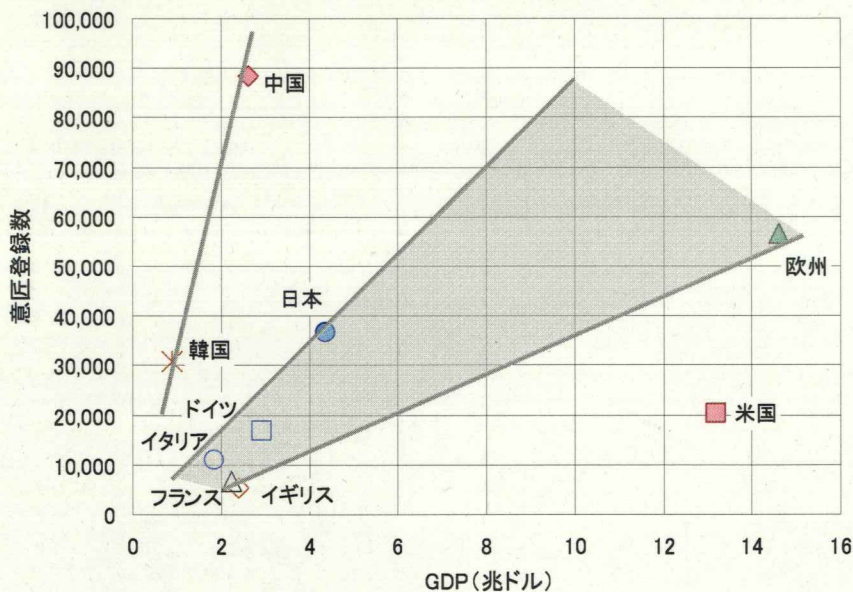
第4-1図に日本、米国、欧州、韓国、中国の2006年のGDPと当該国籍出願人による意匠登録数を示す。なお、欧州の主要国（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア）のGDPとそれら各国の出願人による意匠登録数も示した。この図から、各国のGDPと意匠登録数の関係は3グループに分けられることがわかる。

まず、日本、欧州、及び欧州主要4ヶ国は一つのグループとみなすことができ、ばらつきはあるものの、各国の出願人による意匠登録数は図に示した範囲に含まれる。

次に米国国籍出願人による意匠登録数は、昨年度の調査でも指摘されたようにGDP規模に対して他国の出願人よりも相対的に少ない。これは、米国商標法によるトレードドレスの保護によって意匠がある程度保護されること、および一意匠一出願ながら、一出願中に物品名を複数記述することが許されている意匠出願態様のため、1件の意匠登録に複数の意匠が含まれていることなどがその理由と考えられる。

3番目に韓国と中国の出願人による意匠登録数はほぼ1本の直線状にあり、一つのグループとみなすことができる。この2ヶ国の出願人による意匠登録数は、米国の出願人とは対照的にGDP規模に比較して相対的に多い。中国国籍出願人による意匠登録（その多くが自国内登録）数が極めて多いことは本調査委員会でも議論され、無審査登録制度や政府による意匠登録の奨励などの要因が指摘された。韓国国籍出願人による意匠登録数も同様に多く、これは少ない投資と短期間で広範な産業界への効果が期待できるものとして、同国政府がデザイン分野を奨励していることの影響である可能性がある。

第4-1図 GDPと当該国からの意匠登録数（2006年）



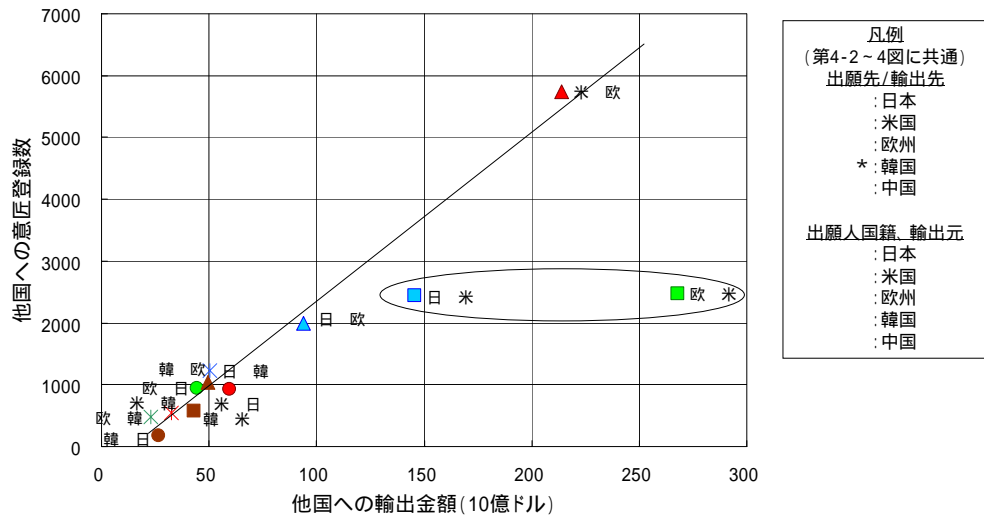
2．輸出額と意匠登録数

第 4-2 図に五極から中国を除いた日本、米国、欧州、韓国の四極相互の輸出額と意匠登録数を示す。

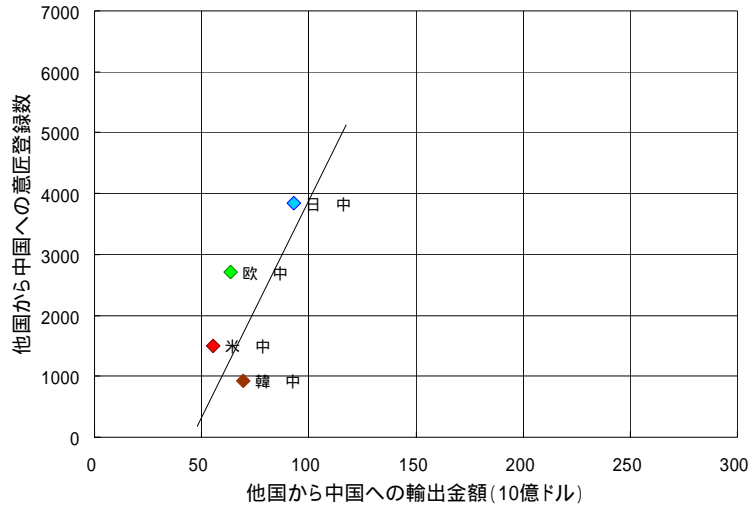
楕円で囲んだ日本及び欧州国籍出願人による米国での意匠登録数が、輸出額が多い割には少ないことが特徴的である。これも昨年度の調査で指摘されたことであり、前述の米国商標法によるトレードドレスの保護や意匠の出願態様の影響と考えられる。これ以外は輸出金額と意匠登録数は国によらず、ほぼ同一の直線的な関係で表されることが分かる。

第 4-3 図に日本、米国、欧州、韓国から中国への輸出額と意匠登録数、第 4-4 図に中国から日本、米国、欧州、韓国への輸出額と意匠登録数をそれぞれ示す。これら二つの図と第 4-2 図を比較すると、中国の特徴的な状況が明らかとなる。すなわち、第 4-2 図の日米欧韓四極相互の輸出金額と意匠登録数の関係を基準とすると、第 4-3 図の日米欧韓四極の国籍出願人による中国での意匠登録数は輸出金額に比較して多く、逆に第 4-4 図の中国国籍出願人による四極での意匠登録数は輸出金額に比較して少ない。これは、日米欧韓四極の国籍出願人は中国企業による模倣を警戒して多数の意匠登録をしているのに対し、中国国籍出願人は他国への意匠登録にはあまり関心がないことを示していると考えられる。

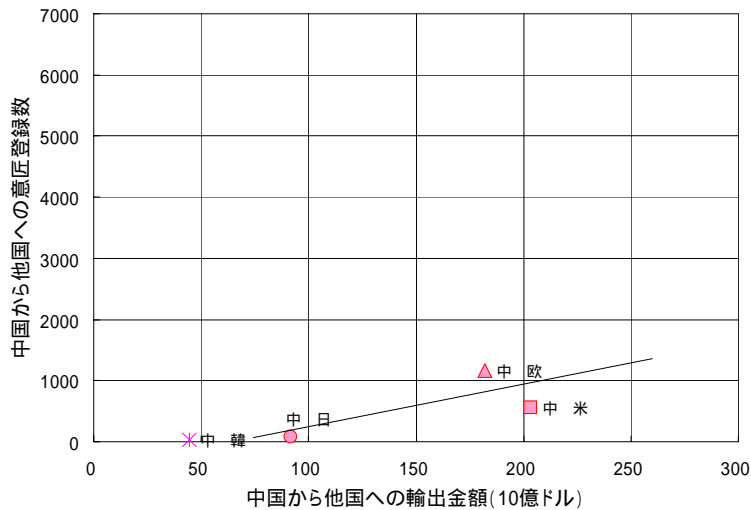
第 4-2 図 日米欧韓相互の輸出額と意匠登録数（2006 年）



第 4-3 図 日米欧韓から中国への輸出額と意匠登録数（2006 年）



第 4-4 図 中国から日米欧韓への輸出額と意匠登録数（2006 年）



第2節 商習慣と意匠出願動向

1. 耐久消費財の平均使用年数と意匠出願動向

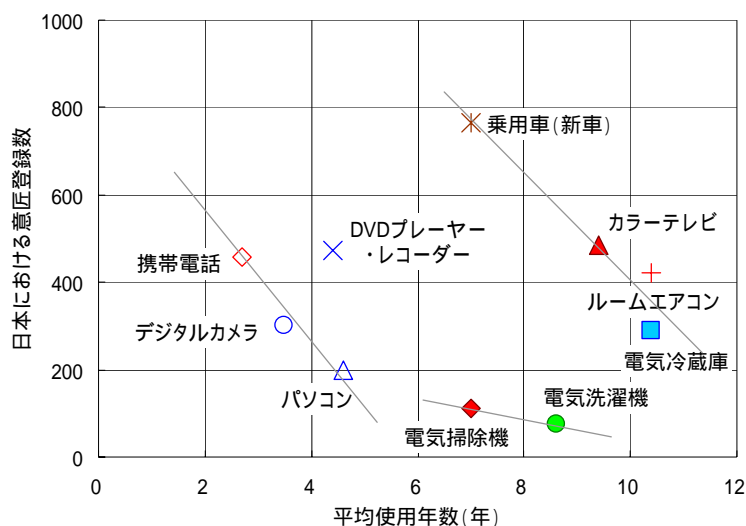
第4-5図は2007年に発表された日本における耐久消費財の平均使用年数²と意匠登録数の関係を示したものである。個人で所有すると考えられる物品（携帯電話、デジタルカメラ、パソコン）を白抜きの記号で示し、それ以外は1戸単位で所有すると考えられる物品である。なお、DVDプレーヤー・レコーダーは両者の中間に属すると考えられる。

この1戸単位で所有すると考えられる物品のうち、電気掃除機と電気洗濯機は、家事において義務として使用する物品であり、一般に団樂の場では目に入らず、かつ比較的低価格である。冷蔵庫も家事に関する物品であるが、オープンキッチンが多い最近の日本では、団樂の場で視界に入ることが多い。このように考えるならば、電気掃除機と電気洗濯機は、それ以外の乗用車、カラーテレビ、ルームエアコン、電気冷蔵庫とは異なる性格の物品とみなすことができる。

第4-5図には、図中の物品を上記のように分類した上で、それぞれの傾向を示す線を記入した。このような分類が妥当とすれば、それぞれにおいて平均使用年数が短いほど、意匠登録数が多いということができる。

但し、これは限られたデータに基づく結果であり、意匠登録数にはその他、様々な要因も影響すると予想される。

第4-5図 日本における耐久消費財の平均使用年数と意匠登録数



² 消費動向調査(全国、月次)平成19年3月実施調査結果, 2007年4月内閣府経済社会総合研究所 景気統計部

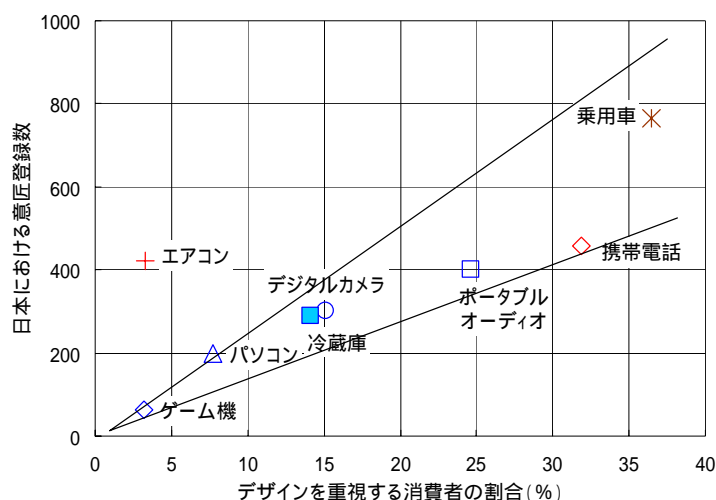
2. 消費者の物品選択基準と意匠出願動向

日本の消費者が耐久消費財購入時にデザインを重視する割合と意匠登録数の関係を第 4-6 図に示す。これはデザインを含む 9 項目から重視する 2 項目を選択する、2005 年のアンケート結果³に基づくデータである。図から明らかなように、デザイン重視の消費者比率が高い物品ほど、意匠登録数が多い。

図中の直線は大部分の物品を包含する範囲を示すが、エアコンだけがその範囲から逸脱して意匠登録数が多い。これは、1 戸単位で所有する家電製品の普及率⁴が、カラーテレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機は 98% 以上に対し、エアコンは 88% 強と一段低く、また最近では家庭におけるエアコンの各室設置が進みつつあり、価格も高いことから、企業にとって魅力ある商品であることが理由の可能性もある。実際、第 4-6 図中の他の家電製品である冷蔵庫の 2006 年の国内出荷台数が 430 万台弱であるのに対し、家庭用エアコンは約 760 万台と格段に多い⁵。これらが企業にとって意匠出願促進の動機となると考えられる。

携帯電話とポータブルオーディオは第 4-6 図の 2 本の直線範囲内にあるが、その中では意匠登録数が少ない。

第 4-6 図 日本における消費者の耐久消費財商品選択基準と意匠登録数



³ 「ライフサイクル循環モデルシステムに関する調査研究 報告書 要旨」, 財団法人 機械システム振興協会 (委託先 財団法人 製造科学技術センター), 2005 年 3 月 (URL:<http://www.mstc.or.jp/inverse/houkokusyo/houkokusyomokuji.htm>)

⁴ 内閣府経済社会総合研究所景気統計部 (URL:<http://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/shouhi.html>) カラーテレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機は 2004 年 3 月の消費動向調査、エアコンは 2007 年 3 月の消費動向調査による。

⁵ 電子機器年鑑 2008, 中日社, 2007 年 10 月 12 日

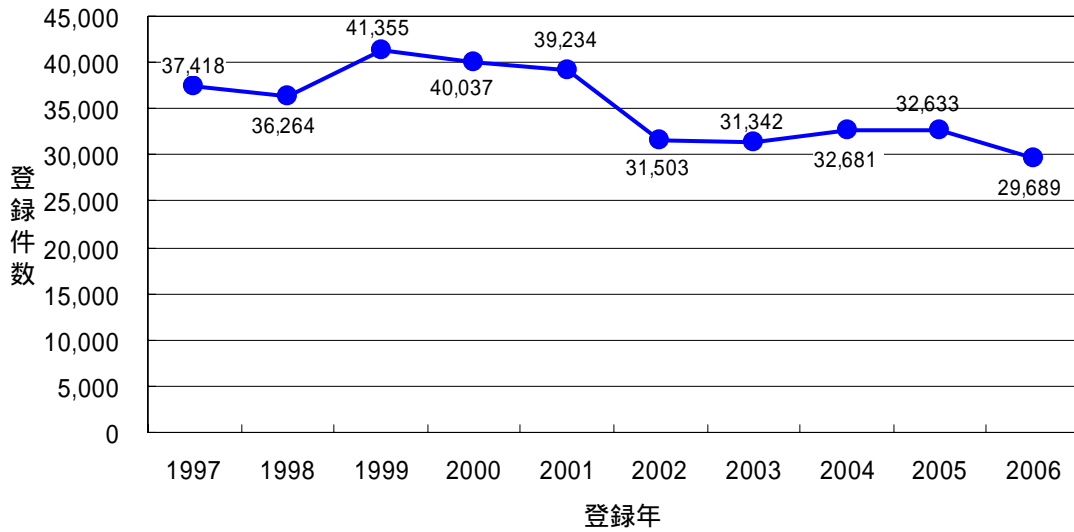
第5章 意匠出願動向予測

第1節 全体動向予測

日本（JPO）における1997～2006年の意匠登録数推移を第5-1図に、日本（JPO）、米国（USPTO）、欧州（OHIM）、韓国（KIPO）、中国（SIPO）における2003～2006年の出願先国別の意匠登録数推移を第5-2図に示す。なお、OHIMへの直接出願が可能となったのは2003年4月1日からであるため、2003年の欧州の意匠登録数は1年分の意匠登録数でないことに注意を要する。

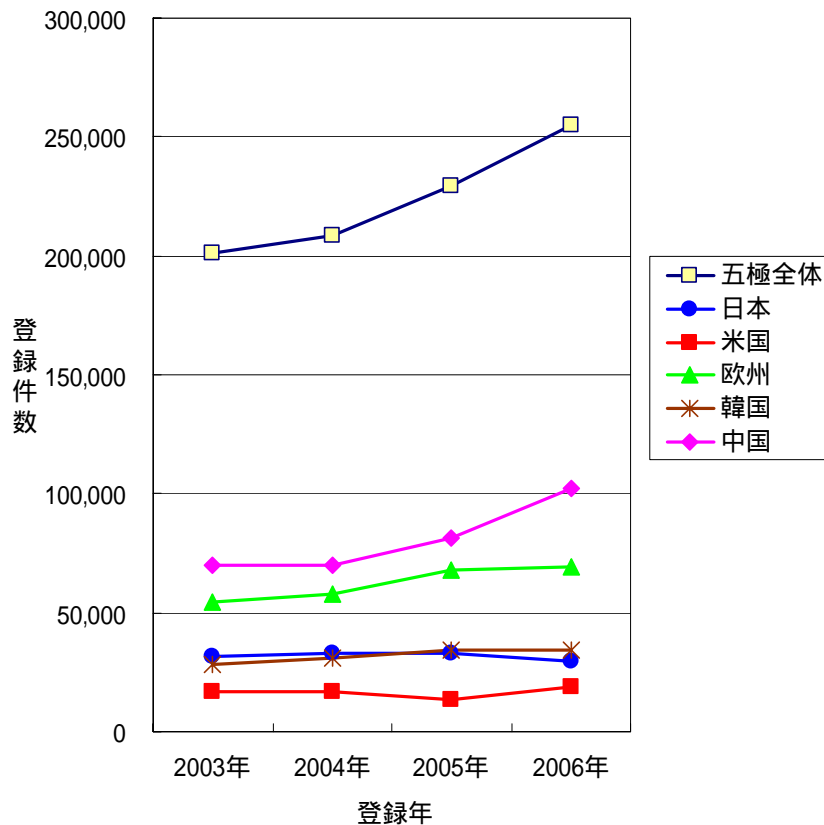
日本での意匠登録数は2002～2005年にかけて現状維持で推移してきたが、その後やや減少しており、2006年の意匠登録数は29,689件（2005年比-9.0%）となっている。五極の中では2005年に米国での意匠登録数が比較的大きく減少しているが、2006年にはそれ以上に大きく回復しており、2005年から2006年にかけて減少傾向を示しているのは日本のみとなっている。2006年の米国での意匠登録数は19,072件（2005年比+42.4%）、同欧州での意匠登録数は69,584件（2005年比+2.5%）、同韓国での意匠登録数は34,210件（2005年比+0.6%）、同中国での意匠登録数は102,561件（2005年比+26.1%）と、特に中国、米国での意匠登録数の増加が著しい。欧州についても、OHIMへの直接出願が可能となった2003年から翌年の2004年にかけての意匠出願件数の増加は顕著であったが、年を経る毎に徐々に意匠出願件数の増加率は低下しており、それが意匠登録数の増加率の低下に影響を及ぼしていると考えられる。韓国については2004年以降、意匠出願件数の増加率は10%前後（前年比）であるのに、2005年から2006年にかけての意匠登録数の増加率は+0.6%に留まっている。中国については意匠登録数においても意匠出願件数同様の高い増加率を維持している。五極全体で見れば、中国の増加傾向の影響を大きく受けて、2006年の意匠登録数は255,116件（2005年比+11.3%）となっている。このことから今後の出願（登録）動向を予測するならば、日本では意匠出願件数同様、増減率数%の現状維持、韓国では増加率数%で増加、実体審査を行わない欧州、中国では意匠出願件数の動向が登録処理期間の時間遅れをもって表れてくると考えられるため、欧州では増加率数%で増加、中国では増加率20%前後で増加すると思われる。五極全体では増加率10%前後で増加傾向が続くと思われる。なお、米国については2005年以降の増減が大きいため、予測することが難しいが、五極の中では意匠登録数が少ないため、五極全体の動向を大きく左右する可能性は少ないと考えられる。ただし、あくまで推測の域を出ないものである。

第 5-1 図 日本における意匠登録数推移



出典：「特許行政年次報告書 2007 年版」 2007 年 7 月 20 日，(社) 発明協会

第 5-2 図 出願先国別の意匠登録数推移



出願先国	2003年	増減率	2004年	増減率	2005年	増減率	2006年
五極全体	200,854	3.7%	208,254	10.1%	229,249	11.3%	255,116
日本	31,342	4.3%	32,681	-0.1%	32,633	-9.0%	29,689
米国	16,525	0.0%	16,533	-19.0%	13,395	42.4%	19,072
欧州	54,714	5.6%	57,764	17.5%	67,881	2.5%	69,584
韓国	28,380	9.3%	31,021	9.6%	33,991	0.6%	34,210
中国	69,893	0.5%	70,255	15.8%	81,349	26.1%	102,561

出典：「特許行政年次報告書 2007 年版」 2007 年 7 月 20 日，(社) 発明協会

第2節 分野別動向予測

1. 出願先国別の意匠登録推移（ロカルノ分類別）

日本（JPO）、米国（USPTO）、欧州（OHIM）、韓国（KIPO）、中国（SIPO）のデータベースを利用した検索データによる2003～2006年の出願先国別の意匠登録数推移をロカルノ分類別に示したものが第5-3図である。なお、OHIMへの直接出願が可能となったのは2003年4月1日からであるため、2003年の欧州での意匠登録数は1年分の意匠登録数でないことに注意を要する。

日本での意匠登録数は、2006年時点では、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）3,082件（2003年比 - 11.6%）、クラス08（工具及び金物類）2,755件（2003年比 + 22.3%）、クラス06（家具）2,629件（2003年比 - 0.8%）の順に多く、上位3クラスの2003～2006年における推移ではいずれも大きな増減はない。

米国での意匠登録数は、2006年時点では、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）2,427件（2003年比 + 44.0%）、クラス23（流体供給装置、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料）1,634件（2003年比 + 85.5%）、クラス12（輸送又は引き揚げの手段）1,588件（2003年比 + 31.1%）の順に多く、上位3クラスの2003～2006年における推移ではいずれも30%以上の増加率を示している。

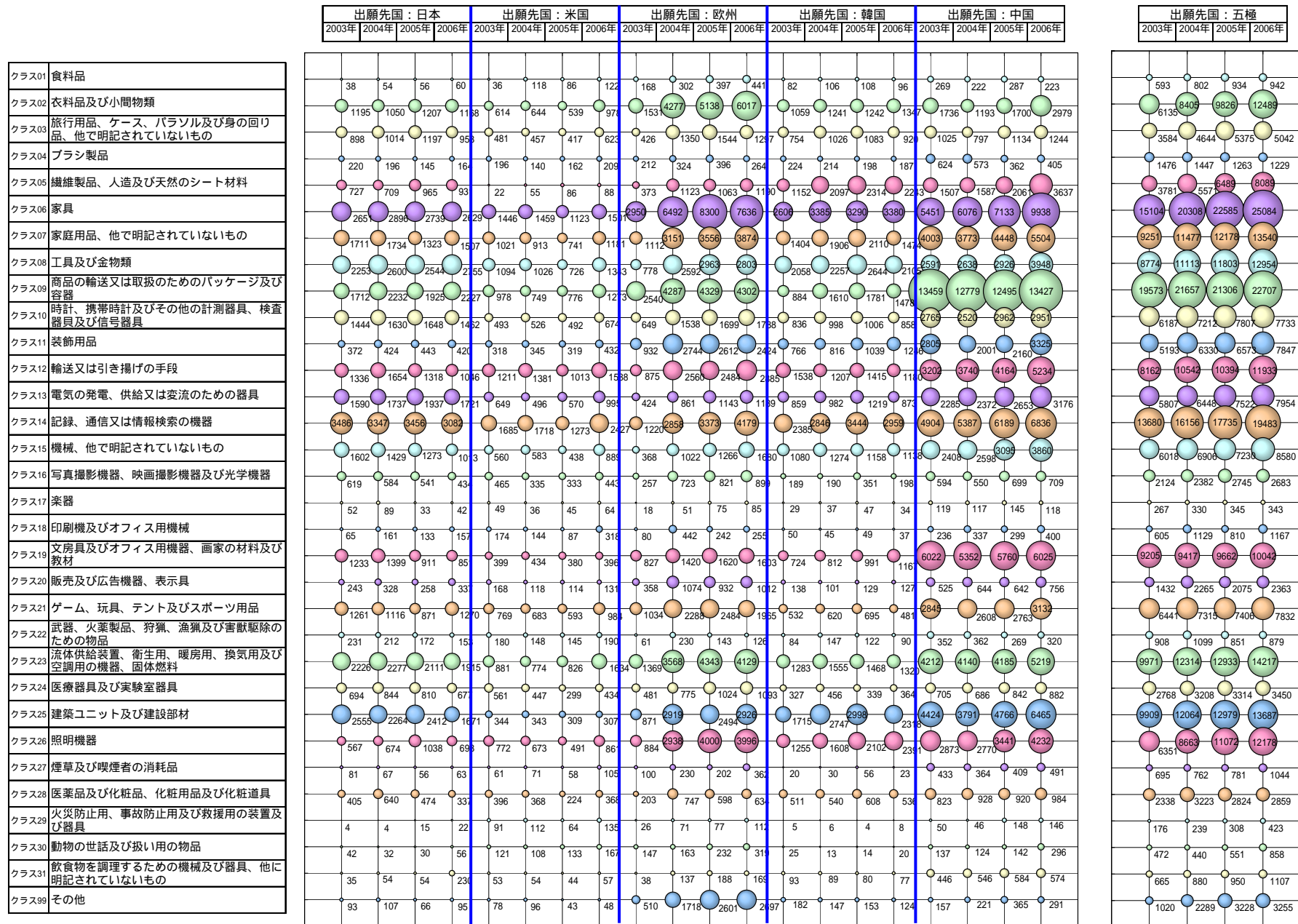
欧州での意匠登録数は、2006年時点では、クラス06（家具）7,636件（2003年比 + 158.8%）、クラス02（衣料品及び小間物類）6,017件（2003年比 + 293.0%）、クラス09（商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器）4,302件（2003年比 + 69.4%）の順に多く、上位3クラスの2003～2006年における推移ではいずれも非常に高い増加率を示しているが、この理由には2003年の欧州での意匠登録数は1年分の意匠登録数でないこと、OHIMへの直接出願が可能となった2003年4月からまだ日が浅く、過渡的な意匠登録数の増加傾向があることが考えられる。

韓国での意匠登録数は、2006年時点では、クラス06（家具）3,380件（2003年比 + 29.7%）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）2,959件（2003年比 + 24.1%）、クラス26（照明機器）2,391件（2003年比 + 90.5%）の順に多く、上位3クラスの2003～2006年における推移ではクラス26（照明機器）の増加率の高さが目立っている。

中国での意匠登録数は、2006年時点では、クラス09（商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器）13,427件（2003年比 - 0.2%）、クラス06（家具）9,938件（2003年比 + 82.3%）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）6,836件（2003年比 + 39.4%）の順に多く、上位3クラスの2003～2006年における推移ではクラス06（家具）の増加率の高さが目立っている。

五極全体での意匠登録数は、2006年時点では、クラス06（家具）25,084件（2003年比 + 66.1%）、クラス09（商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器）22,707件（2003年比 + 16.0%）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）19,483件（2003年比 + 42.4%）の順に多く、上位3クラスの2003～2006年における推移ではクラス06（家具）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）が40%以上の増加率を示している。

第5-3図 ロカルノ分類による出願先国別意匠登録数推移



2. 分野別動向予測（ロカルノ分類別）

第 5-3 図に基づいて、日本（JPO）、米国（USPTO）、欧州（OHIM）、韓国（KIPO）、中国（SIPO）の出願先国別、また、ロカルノ分類別に、2003～2004 年の意匠登録数増減率、2004～2005 年の意匠登録数増減率、2005～2006 年の意匠登録数増減率を算出し、それらの意匠登録数増減率を 9 水準のランク（点数）を付けて評価した。第 5-4 表に意匠登録数増減率の評価基準を、第 5-5 表にロカルノ分類に関する出願先国別の意匠登録数増減率評価表を、第 5-6 図にロカルノ分類に関する出願先国別の意匠登録数増減率評価図を示す。この結果を用いて、2003～2006 年の出願動向と変わらないと仮定した場合の今後の出願動向を出願先国別、ロカルノ分類別に予測、分析した。なお、以下の分析において、出願先国別に意匠登録数が今後増加する可能性があるロカルノ分類と意匠登録数が今後減少する可能性があるロカルノ分類を列挙しているが、第 5-4 表に示す評価基準の閾値の設定によって、評価点は変動するため、ここでは評価点を相対評価し、五極においてプラス側に最も高いものを意匠登録数が今後増加する可能性があるものとし、マイナス側に最も低いものを意匠登録数が今後減少する可能性があるものとした。

第 5-4 表 意匠登録数増減率の評価基準

過去 3 年間の増減率 (G)	過去 3 年間各年の増減率	評価点
G ≥ 40%	毎年増加	4
	年により増減	3
40% > G ≥ 10%	毎年増加	2
	年により増減	1
10% > G ≥ - 10%	-	0
- 10% > G ≥ - 40%	年により増減	- 1
	毎年減少	- 2
- 40% > G	年により増減	- 3
	毎年減少	- 4

注) 過去 3 年間の増減率 (G) とは、ここでは 2006 年における 2003 年比の意匠登録数増減率。

この結果によれば、日本での意匠登録数が今後増加する可能性があるのは、評価点 4 であるクラス 01(食料品)であり、反対に日本での意匠登録数が今後減少する可能性があるのは、評価点 - 2 であるクラス 15(機械、他で明記されていないもの)、クラス 16(写真撮影機器、映画撮影機器及び光学機器)、クラス 22(武器、火薬製品、狩猟、漁猟及び害獣駆除のための物品)となる。

同様に、米国での意匠登録数が今後増加する可能性があるのは、クラス 05(繊維製品、人造及び天然のシート材料)となり、米国での意匠登録数が今後減少する可能性があるものはクラス 25(建築ユニット及び建設部材)となる。

欧州での意匠登録数が今後増加する可能性があるのは、クラス 01(食料品)、クラス 02(衣料品及び小間物類)、クラス 07(家庭用品、他で明記されていないもの)、クラス 10(時計、携帯時計及びその他の計測器具、検査器具及び信号器具)、クラス 13(電気の発電、供給又は変流のための器具)、クラス 14(記録、通信又は情報検索の機器)、クラス 15(機械、他で明記されていないもの)、クラス 16(写真撮影機器、映画撮影機器及び光学機器)、クラス

17(楽器)、クラス 24(医療器具及び実験室器具)、クラス 29(火災防止用、事故防止用及び救援用の装置及び器具)、クラス 30(動物の世話及び扱い用の物品)、クラス 99(その他)であり、今後減少する可能性があるものはデータからは推測できない。なお、欧州において、評価点が高いクラスが多く存在する理由には、2003年の欧州の意匠登録数は1年分の意匠登録数でないこと、OHIMへの直接出願が可能となった2003年4月からまだ日が浅く、過渡的な意匠登録数の増加傾向が強く影響していることが考えられる。

韓国での意匠登録数が今後増加する可能性があるのは、クラス 11(装飾用品)、クラス 19(文房具及びオフィス用機器、画家の材料及び教材)、クラス 26(照明機器)となり、韓国での意匠登録数が今後減少する可能性があるものはクラス 04(ブラシ製品)、クラス 31(飲食物を調理するための機械及び器具、他に明記されていないもの)となる。

中国での意匠登録数が今後増加する可能性があるのは、クラス 05(繊維製品、人造及び天然のシート材料)、クラス 06(家具)、クラス 08(工具及び金物類)、クラス 12(輸送又は引き揚げの手段)、クラス 15(機械、他に明記されていないもの)であり、今後減少する可能性があるものはデータからは推測できない。

さらに、五極全体で評価すると、ロカルノ分類全 32 クラスの内、15 のクラスで評価点 4 となり、意匠登録数が今後増加する可能性があるものとなった。この結果は、2003 年 4 月に OHIM への直接出願が可能となった過去 3 年間の欧州での意匠登録数の増加傾向が強く影響しているものであるが、至近の 1~2 年では急増した反動で減少しているクラスもあるため、今後の動向を注視する必要がある。また、意匠登録数が今後減少する可能性があるものは評価点 - 2 のクラス 04(ブラシ製品)となった。先にも述べたが、あくまで上記仮定に基づく予測で推測の域を出ないものであることに注意を要する。

第5-5表 ロカルノ分類に関する出願先国別の意匠登録数増減率評価表

ロカルノ 分類	出願先国:日本				出願先国:米国				出願先国:欧州				出願先国:韓国				出願先国:中国				出願先国:五極全体			
	2003 ~ 2004年	2004 ~ 2005年	2005 ~ 2006年	評価 点	2003 ~ 2004年	2004 ~ 2005年	2005 ~ 2006年	評価 点	2003 ~ 2004年	2004 ~ 2005年	2005 ~ 2006年	評価 点	2003 ~ 2004年	2004 ~ 2005年	2005 ~ 2006年	評価 点	2003 ~ 2004年	2004 ~ 2005年	2005 ~ 2006年	評価 点	2003 ~ 2004年	2004 ~ 2005年	2005 ~ 2006年	評価 点
クラス01	42%	4%	7%	4	228%	-27%	42%	3	80%	31%	11%	4	29%	2%	-11%	1	-17%	29%	-22%	-1	35%	16%	1%	4
クラス02	-12%	15%	-3%	0	5%	-16%	81%	3	179%	20%	17%	4	17%	0%	8%	2	-31%	42%	75%	3	37%	17%	27%	4
クラス03	13%	18%	-20%	0	-5%	-9%	49%	1	217%	14%	-16%	3	36%	6%	-15%	1	-22%	42%	10%	1	30%	16%	-6%	3
クラス04	-11%	-26%	13%	-1	-29%	16%	29%	0	53%	22%	-33%	1	-4%	-7%	-6%	-2	-8%	-37%	12%	-1	-2%	-13%	-3%	-2
クラス05	-2%	36%	-4%	1	150%	56%	2%	4	201%	-5%	12%	3	82%	10%	-3%	3	5%	30%	76%	4	47%	16%	25%	4
クラス06	9%	-5%	-4%	0	1%	-23%	34%	0	120%	28%	-8%	3	30%	-3%	3%	1	11%	17%	39%	4	34%	11%	11%	4
クラス07	1%	-24%	14%	-1	-11%	-19%	59%	1	183%	13%	9%	4	36%	11%	-30%	0	-6%	18%	24%	1	24%	6%	11%	4
クラス08	15%	-2%	8%	1	-6%	-29%	85%	1	233%	14%	-5%	3	10%	17%	-20%	0	2%	11%	35%	4	27%	6%	10%	4
クラス09	30%	-14%	16%	1	-23%	4%	64%	1	69%	1%	-1%	3	82%	11%	-17%	3	-5%	-2%	7%	0	11%	-2%	7%	1
クラス10	13%	1%	-11%	0	7%	-6%	37%	1	137%	10%	5%	4	19%	1%	-15%	0	-9%	18%	0%	0	17%	8%	-1%	1
クラス11	14%	4%	-5%	1	8%	-8%	35%	1	194%	-5%	-7%	3	7%	27%	20%	4	-29%	8%	54%	1	22%	4%	19%	4
クラス12	24%	-20%	-21%	-1	14%	-27%	57%	1	193%	-3%	16%	3	-22%	17%	-17%	-1	17%	11%	26%	4	29%	-1%	15%	3
クラス13	9%	12%	-11%	0	-24%	15%	75%	3	103%	33%	4%	4	14%	24%	-28%	0	4%	12%	20%	2	11%	17%	6%	2
クラス14	-4%	3%	-11%	-1	2%	-26%	91%	3	134%	18%	24%	4	19%	21%	-14%	1	10%	15%	10%	2	18%	10%	10%	4
クラス15	-11%	-11%	-20%	-2	4%	-25%	103%	3	178%	24%	33%	4	18%	-9%	-2%	0	8%	19%	25%	4	15%	5%	19%	4
クラス16	-6%	-7%	-20%	-2	-28%	-1%	33%	0	181%	14%	10%	4	1%	85%	-44%	0	-7%	27%	1%	1	12%	15%	-2%	1
クラス17	71%	-63%	27%	-1	-27%	25%	42%	1	183%	47%	13%	4	28%	27%	-28%	1	-2%	24%	-19%	0	24%	5%	-1%	1
クラス18	148%	-17%	18%	3	-17%	-40%	266%	3	453%	-45%	5%	3	-10%	9%	-24%	-1	43%	-11%	34%	3	87%	-28%	44%	3
クラス19	13%	-35%	-7%	-1	9%	-12%	4%	0	72%	14%	-1%	3	12%	22%	18%	4	-11%	8%	5%	0	2%	3%	4%	0
クラス20	35%	-21%	31%	1	-30%	-3%	15%	-1	200%	-13%	9%	3	-27%	28%	-2%	0	23%	0%	18%	3	58%	-8%	14%	3
クラス21	-11%	-22%	46%	0	-11%	-13%	66%	1	121%	9%	-21%	3	17%	12%	-31%	0	-8%	6%	13%	1	14%	1%	6%	2
クラス22	-8%	-19%	-11%	-2	-18%	-2%	31%	0	277%	-38%	-12%	3	75%	-17%	-26%	0	3%	-26%	19%	0	21%	-23%	3%	0
クラス23	2%	-7%	-9%	-1	-12%	7%	98%	3	161%	22%	-5%	3	21%	-6%	-10%	0	-2%	1%	25%	1	23%	5%	10%	4
クラス24	22%	-4%	-16%	0	-20%	-33%	45%	-1	61%	32%	7%	4	39%	-26%	7%	1	-3%	23%	5%	1	16%	3%	4%	2
クラス25	-11%	7%	-31%	-1	0%	-10%	-1%	-2	235%	-15%	17%	3	60%	9%	-23%	1	-14%	26%	36%	3	22%	8%	5%	2
クラス26	19%	54%	-33%	1	-13%	-27%	75%	1	232%	36%	0%	3	28%	31%	14%	4	-4%	24%	23%	3	36%	28%	10%	4
クラス27	-17%	-16%	13%	-1	16%	-18%	81%	3	130%	-12%	79%	3	50%	87%	-59%	1	-16%	12%	20%	1	10%	2%	34%	4
クラス28	58%	-26%	-29%	-1	-7%	-39%	64%	0	268%	-20%	6%	3	6%	13%	-12%	0	13%	-1%	7%	1	38%	-12%	1%	1
クラス29	0%	275%	47%	3	23%	-43%	111%	3	173%	8%	45%	4	20%	-33%	100%	3	-8%	222%	-1%	3	36%	29%	37%	4
クラス30	-24%	-6%	87%	1	-11%	23%	26%	1	11%	42%	38%	4	-48%	8%	43%	-1	-9%	15%	108%	3	-7%	25%	56%	3
クラス31	54%	0%	326%	3	2%	-19%	30%	0	261%	37%	-10%	3	-4%	-10%	-4%	-2	22%	7%	-2%	1	32%	8%	17%	4
クラス99	15%	-38%	44%	0	23%	-55%	12%	-1	237%	51%	4%	4	-19%	4%	-19%	-1	41%	65%	-20%	3	124%	41%	1%	4
全体	6%	-4%	-6%	0	-5%	-17%	62%	1	152%	13%	3%	4	25%	10%	-10%	1	-3%	12%	22%	1	23%	7%	10%	4

クラス01	食料品	クラス17	楽器
クラス02	衣料品及び小間物類	クラス18	印刷機及びオフィス用機械
クラス03	旅行用品、ケース、パラソル及び身の回り品、他で明記されていないもの	クラス19	文房具及びオフィス用機器、画家の材料及び教材
クラス04	プラスチック製品	クラス20	販売及び広告機器、表示具
クラス05	繊維製品、人造及び天然のシート材料	クラス21	ゲーム、玩具、テント及びスポーツ用品
クラス06	家具	クラス22	武器、火薬製品、狩猟、漁業及び害獣駆除のための物品
クラス07	家庭用品、他で明記されていないもの	クラス23	流体供給装置、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料
クラス08	工具及び金物類	クラス24	医療器具及び実験室器具
クラス09	商品の輸送又は取扱のためのパッケージ及び容器	クラス25	建築ユニット及び建設部材
クラス10	時計、携帯時計及びその他の計測器具、検査器具及び信号器具	クラス26	照明機器
クラス11	装飾用品	クラス27	煙草及び喫煙者の消耗品
クラス12	輸送又は引き揚げの手段	クラス28	医薬品及び化粧品、化粧品用品及び化粧道具
クラス13	電気の発電、供給又は変流のための器具	クラス29	火災防止用、事故防止用及び救援用の装置及び器具
クラス14	記録、通信又は情報検索の機器	クラス30	動物の世話及び扱い用の物品
クラス15	機械、他で明記されていないもの	クラス31	飲食物を調理するための機械及び器具、他に明記されていないもの
クラス16	写真撮影機器、映画撮影機器及び光学機器	クラス99	その他

第6章 日本の目指すべき方向性

第1節 意匠出願動向から見た日本の強みと弱み

第6-1表には、物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の日本国籍出願人の意匠登録に積極的な分野を示す。

ここでいう意匠登録に積極的な分野とは、外国での意匠登録数が当該国において、当該国を含めた他の国に比べ、最も多い物品と定義した。日本国籍出願人の場合は、例えば、米国において、米国、欧州、韓国、中国、五極以外のその他の国の出願人よりも意匠登録数が多い場合、米国での意匠登録に積極的な物品分野とし、同様に、欧州、韓国、中国においても、日本国籍出願人の意匠登録数が最も多い場合、各出願先国で意匠登録に積極的な物品分野とした。それらをまとめて、日本国籍出願人の意匠登録総数（日本での意匠登録数も含めた件数）の多い順にリストアップしたものが、第6-1表である。

表中、意匠登録に積極的な分野には、当該国での意匠登録数に網掛け表示をしている。また、日本において最も多い意匠登録数には、日本での意匠登録数を斜字で示している。外国での意匠登録数で意匠登録に積極的な分野を特定している理由は、自国での意匠登録数が多くても、五極の中で見れば、必ずしも同様の傾向が見られない場合があることに対して、外国での意匠登録数で積極性を評価する方が真の強みと弱みを評価できるためである。

なお、第6-1表では上記評価基準で機械的に意匠登録に積極的な分野を抽出しており、当該国での意匠登録数が10件に満たないような物品も意匠登録に積極的な分野としてリストアップされていることに注意を要する。したがって、以下に示す積極的な分野の分析では、当該国で最も多い一カ国からの意匠登録数が10件以上の物品について行う。

第6-1表によれば、当該国で最も多い意匠登録数が10件以上の11物品の内、G22 その他の自動車、H75 紙データ入出力機等、J32 カメラ等、H17 発光ダイオード及び電球等、H14 電子回路用素子体、K52 繊維製品二次加工用機械器具、K25 釣用リールの7物品が、対米国においては日本国籍出願人の意匠登録に積極的な分野となり、対欧州においてはH75 紙データ入出力機等、J32 カメラ等、H63 信号調整機器の3物品が、対韓国においてはG23 自動二輪車等、H23 避雷器及び静電除去器の2物品が、対中国においてはH75 紙データ入出力機等、J30 その他の光学機械器具の2物品が日本国籍出願人の意匠登録に積極的な分野となった。

また、それらの11物品は、いずれも日本での意匠登録数において、他の四極からの意匠登録数より多いものとなった。日本国籍出願人の意匠登録に積極的な分野、すなわち、日本の強みの分野としての特徴には、日本意匠分類のHグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）に属する物品が11物品中5物品、次いで、Gグループ（運輸又は運搬機械）2物品、Jグループ（一般機械器具）2物品、Kグループ（産業機械器具）2物品と、電気、機械関連分野が多いことがあげられる。

意匠登録に積極的な分野とは反対に、自国での意匠登録数が他の国に比べて最も少ない物品分野を意匠登録に消極的な分野と定義した。日本国籍出願人の場合は、日本において、米国、欧州、韓国、中国、五極以外のその他の国の出願人よりも意匠登録数が少ない場合、意匠登録に消極的な物品分野とした。それらをまとめて、日本国籍出願人の意匠登録総数（日本での意匠登録数も含めた件数）の少ない順にリストアップしたものが、第 6-2 表である。

表中、意匠登録に消極的な分野には、日本での意匠登録数に網掛け表示をしている。また、日本において最も多い意匠登録数には、日本での当該国の意匠登録数を斜字で示している。

なお、第 6-2 表においても上記評価基準で機械的に意匠登録に消極的な分野を抽出しており、日本で最も多い意匠登録数が 10 件に満たないような物品についてもリストアップされていることに注意を要する。

第 6-2 表によれば、日本で最も多い意匠登録数が 10 件以上の物品はなく、その意味からは日本国籍出願人の意匠登録に消極的な分野はほとんど存在しないことになる。第 2 章 第 1 節で示した日本国籍出願人の自国登録率の高さ（90.8%）を反映しているものと考えられる。

第 6-1 表 物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の日本国籍出願人の意匠登録に積極的な分野【日本の強み】

No.	日本意匠分類	内容	全体件数	日本国籍出願人登録件数	日本国籍出願人登録比率	出願先:日本						出願先:米国						出願先:欧州						出願先:韓国						出願先:中国						
						出願人国籍						出願人国籍						出願人国籍						出願人国籍						出願人国籍						
						日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	
1	G22	その他の自動車	6,671	1,938	29.1%	724	3	35	1	0	3	315	303	110	2	3	55	197	144	911	4	7	115	195	3	21	786	0	0	507	27	120	30	2,010	40	
2	H75	紙データ入出力機等	1,073	698	65.1%	226	16	9	0	0	2	211	85	8	6	2	16	137	13	11	22	15	28	19	1	0	30	0	1	105	3	5	8	86	8	
3	J32	カメラ等	1,233	671	54.4%	286	6	6	0	0	3	131	23	9	23	0	28	104	6	36	13	5	21	52	0	1	90	0	0	98	5	10	18	220	39	
4	H17	発光ダイオード及び電球	1,188	467	39.3%	299	0	0	10	5	9	60	18	10	6	7	8	13	2	88	2	7	18	20	0	0	171	5	6	75	1	12	11	305	20	
5	H14	電子回路用素子体	887	459	51.7%	384	0	1	3	0	1	21	13	1	6	0	6	8	17	9	0	0	0	18	0	0	130	0	1	28	3	8	4	218	7	
6	G23	自動二輪車等	2,325	368	15.8%	73	0	1	0	0	1	64	91	9	1	3	29	80	2	169	0	23	47	22	1	0	21	0	0	129	1	11	0	1,523	24	
7	K52	繊維製品二次加工用機械器具	363	123	33.9%	42	0	0	0	0	0	29	1	1	0	0	1	6	2	6	0	0	0	10	0	0	14	0	0	36	1	1	1	207	5	
8	K07	電線加工機及びプリント配線加工機	119	83	69.7%	62	2	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	29	0	0	0	0	0	0	4	0	
9	K25	釣用リール	129	73	58.4%	45	0	0	1	0	0	15	7	0	0	0	1	0	0	14	0	0	1	8	0	0	1	0	0	5	1	0	0	26	0	
10	H63	信号調整機器	149	69	46.3%	38	5	0	0	0	0	6	4	0	0	0	1	18	13	7	0	0	0	3	1	0	11	0	0	4	3	1	0	33	1	
11	F22	事務用印字具	155	64	41.3%	40	0	0	0	0	0	5	4	4	0	0	3	0	1	22	0	0	0	9	0	0	4	0	1	10	1	9	0	40	2	
12	J46	金銭登録機等	129	56	43.4%	34	0	0	0	0	0	8	3	2	0	0	1	6	0	0	0	0	1	4	0	0	1	0	0	4	0	0	0	64	1	
13	K87	送風機	114	53	46.5%	42	0	0	0	1	6	4	0	0	1	3	0	0	8	0	0	0	1	3	0	1	13	0	0	2	0	3	0	25	1	
14	H11	電線、電気ケーブル等	67	40	59.7%	35	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	3	5	0	0	0	1	1	0	0	11	0	1	0	3	0	0	2	0
15	E46	電子楽器	63	40	63.5%	24	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	13	0	1	0	17	0	
16	L26	河川、海洋、港湾関連構造物及び関連用品	107	38	35.5%	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	2	0	0	59	0	0	1	0	0	0	0	0	
17	H23	避雷器及び静電除去器	62	35	56.5%	24	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	6	0	0	0	0	1	0	16	0	
18	J30	その他の光学機械器具	40	21	52.5%	9	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	2	0	0	12	0	0	0	8	0	
19	J34	写真用処理機械器具	25	19	76.0%	7	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6	0	
20	E45	けん盤楽器	43	17	39.5%	5	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	4	1	5	0	0	1	0	0	0	2	0	0	4	0	0	0	16	0	
21	J44	貨幣証券処理機械	61	12	19.7%	5	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0	2	0	0	12	0	0	1	0	0	0	33	0	
22	K41	精穀機	37	10	27.0%	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	0	1	3	0	0	0	19	0	
23	E42	打楽器	24	7	29.2%	5	0	0	0	0	0	0	3	7	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	4	0	
24	K16	金型	25	5	20.0%	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	9	0	0	1	0	0	0	8	0	
25	K66	冷凍機	4	2	50.0%	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	F30	その他の事務用紙製品、印刷物等	32	1	3.1%	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	22	0

注) 〇〇〇〇 箇所は当該国で最も多い意匠登録数が 10 件以上の物品、〇〇〇〇 箇所は当該国で最も多い意匠登録数が 10 件未満の物品

第 6-2 表 物品別（日本意匠分類の小分類一桁）の日本国籍出願人の意匠登録に消極的な分野【日本の弱み】

No.	日本意匠分類	内容	全体件数	日本国籍出願人登録件数	日本国籍出願人登録比率	出願先:日本						出願先:米国						出願先:欧州						出願先:韓国						出願先:中国					
						出願人国籍						出願人国籍						出願人国籍						出願人国籍						出願人国籍					
						日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他	日本	米国	欧州	韓国	中国	その他
1	A12	たばこ、シガレットペーパー等	34	0	0.0%	0	0	0	0	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5	0	0	4	2	0	0	0	0	0	10	5	
2	B52	運動用特殊靴	52	0	0.0%	0	2	0	0	0	0	0	2	1	0	1	7	0	1	28	0	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4	0	
3	D70	その他の家具	93	0	0.0%	0	0	7	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	2	44	0	0	0	0	0	5	0	0	1	3	0	28	1		
4	G31	モーターボート等	45	0	0.0%	0	0	7	0	0	0	0	2	1	0	0	12	0	0	18	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	8	0	
5	J40	その他の事務用機械器具	37	0	0.0%	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	22	0	

注) 〇〇〇〇 箇所は当該国で最も多い意匠登録数が 10 件未満の物品

第2節 日本の課題と目指すべき方向性

今回の調査では、2006年1～12月の1年間に、日本(JPO)、米国(USPTO)、欧州(OHIM)、韓国(KIPO)、中国(SIPO)で公報発行された意匠を対象に出願動向分析を行った。

五極の中で、日本国籍出願人の意匠登録数(36,914件)は、単独国としては中国国籍出願人の意匠登録数(86,062件 香港、マカオを含まない)に次いで2位、欧州を本調査の定義どおり、EU加盟国25カ国とすれば、欧州国籍出願人の意匠登録数(56,856件)に次いで3位であることは、意匠登録に総じて積極的であることを示していると考えられる。

一方、至近で見れば、他の四極の意匠出願件数ならびに意匠登録数は現状維持から増加傾向を示しているなかで、日本での意匠出願件数、意匠登録数とともに、減少傾向(2006年の意匠出願件数は前年比-6.4%、2006年の意匠登録数は前年比-9.0%)を示している。日本は、ここ10年、2～3年周期で増減を繰り返している傾向があり、至近の減少傾向も、この2～3年周期の増減の一環かもしれない。

製品が成熟すればするほど、機能に加えて、意匠(デザイン)が製品価値を左右することが考えられる。必然的に意匠保護の重要性も高まることになる。また、製品マーケットが拡大することによって、意匠保護に関する対策も強化することが求められる。今後このような傾向はますます加速することも予想される。それらに必要な、かつ、効率的な戦略を常に持っておくことが肝要である。

これらの状況を踏まえて意匠出願に関する課題、留意点、およびこれからの日本の目指すべき方向性について、以下に述べる。

1) 中国での登録率向上

中国での意匠登録数(97,727件)、中国国籍出願人の意匠登録数(88,470件 香港、マカオを含む)が五極における意匠登録総数の約40%(中国での意匠登録数は五極全体の40.1%、中国国籍出願人の意匠登録数は五極に登録された意匠の36.3%)を占め、その増加率も他の四極に比較して著しいことが本調査によって確認された。また、中国での意匠登録数の88.7%は中国国籍出願人によるものであり、意匠登録数だけを見れば、中国国籍出願人の中国での意匠登録数が五極での意匠出願動向の趨勢を決める状況と言っても過言ではない。中国国籍出願人の中国での意匠登録数の増加には、無審査登録制度、専利出願に対する政府の奨励や助成、知的財産権意識が高まり等の要因が考えられる。一方、中国での意匠登録数に占める他の四極からの意匠登録数は、日本からの登録が3,849件(中国での意匠登録数の3.9%)、米国からの登録が1,502件(中国での意匠登録数の1.5%)、欧州からの登録が2,710件(中国での意匠登録数の2.8%)、韓国からの登録が932件(中国での意匠登録数の1.0%)であり、他の四極の中では日本からの登録が多い。

このような状況における中国での意匠登録については、数的評価のみに頼ることはできないが、冒認出願や模倣品の発生を阻止するために、また、万一、そのような事態が発生した時に対処するために、中国での登録は今後とも強化することが必要である。費用対効果を考慮した戦略的な出願が望まれる。

2) 欧州での登録率向上

欧州での意匠登録数に占める日本からの登録は 2,000 件（欧州での意匠登録数の 3.1%）で、米国からの登録 5,736 件（欧州での意匠登録数の 8.9%）、五極以外からの登録 4,173 件（欧州での意匠登録数の 6.5%）に比べて少ない。

日本企業にとっては、急成長する市場への対応と模倣品対策の必要性から、外国での登録の中では中国での登録を重視しており、その必要性は前述したとおりであるが、中国偏重の戦略も好ましくない。中国に次いで意匠登録数が多く、五極全体の 26.4%（欧州での意匠登録数は 64,351 件）の登録が集まる欧州において、登録率を上げることにより、新しいビジネスチャンスが生まれる可能性があると考えられる。その意味からあらためて欧州での登録についての戦略を立て直す必要もある。

3) 出願先国の法制度の違いに対応

出願先国の意匠制度および関連制度（著作権法、商標法、不正競争防止法等）の違いに対して、各国の出願人はかなり明確な対応の違いを打ち出していることが認められる。例えば、米国国籍出願人の本国登録率は 56.6%（11,862 件）で、日本国籍出願人の本国登録率 90.8%（27,389 件）、欧州国籍出願人の本国登録率 78.1%（50,251 件）、韓国国籍出願人の本国登録率 92.0%（28,331 件）、中国国籍出願人の本国登録率 88.7%（86,645 件）に比べて低く、米国での意匠登録には積極的ではない。しかしながら、欧州での意匠登録では米国から 5,736 件（欧州での意匠登録数の 8.9%）の登録があり、五極間相互の外国登録の中では最も多い。これは米国国籍出願人による米国での意匠登録数の 48.4%に相当し、米国国籍出願人は本国登録の約 2 件に 1 件の割合で、欧州での意匠登録を行っていることになる。

この背景として、米国での意匠保護においては、商標法によるトレードドレスでの保護等、特許法（意匠法）以外の関連制度を必要に応じて利用している状況が推察される。出願先国の状況に応じた戦略が求められる。

4) 日本の特徴を活かした意匠登録

分野別では、日本国籍出願人は、日本意匠分類の H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、G グループ（運輸又は運搬機械）、J グループ（一般機械器具）、K グループ（産業機械器具）等、電気、機械関連が「強み」であることが、昨年度の調査に引き続き、本調査によっても確認できた。日本に限らず、他の四極においても、日本国籍出願人による意匠登録数が当該国で最も多い物品にこれらが含まれている。しかしながら、日米欧の三極比較では、優位性を保っていた分野でも、日米欧韓中の五極比較では、一部「強み」が重なる韓国や、意匠登録数で圧倒する中国の影響を受け、必ずしも優位でない状況であることもわかった。

本調査によって、日本意匠分類の小分類一桁別（439 分類）の出願先国、出願人国籍等の詳細なデータを集計することができたことから、これらのデータを使った各分野、物品の状況に応じた戦略が求められる。

最後に、本調査によって得られた知見が、企業活動における研究開発、デザイン開発等の戦略策定に有効に活かされることを願うとともに、次回以降の同様の調査における課題について述べる。

その1つは、継続的なデータに基づく分析である。本調査は昨年度に引き続き、2回目の調査として実施したわけだが、単年データより複数年データによって、より正確な出願動向分析が可能となる。特に、中国、欧州での出願動向はしばらく注視する必要がある。

もう1つは本調査で明らかになった中国での出願動向の実態に対する具体的な対応策に関する分析である。本調査（マクロ調査）を補完する意味で、模倣品対策と関連づけた分析が必要である。

さらには、ロシア、インド、ブラジル、ベトナム、台湾、南アフリカ等、五極以外での出願動向分析も必要である。近年、日本企業を含め、五極以外への進出が活発になっていることに伴い、五極以外での意匠登録についても増加していることが推察される。五極での出願動向が必ずしも世界での出願動向を表さなくなっていることも考えられる。